

神奈川県市町村 行政サービス水準の比較

2018 年 12 月

＜目 次＞

I. 調査概要	1
① 調査時期	1
② 回収率	1
③ 留意点	1
II. 調査結果	2
計画の推進に向けて(行政手続)	2
① 概要	2
② 項目別	2
(1) 自治体への料金支払において、現金及び口座振替以外が可能な項目	2
(2) 支所・出張所など、住民票等が交付可能な本庁以外の出先機関数	3
(3) 諸証明等の発行でコンビニ交付が可能な項目	5
(4) 広報紙の発行回数、ページ数	6
(5) 自治会・町内会に対する支援制度	6
第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち	9
① 概要	9
② 項目別	9
(1) 本庁舎における利用案内窓口での対応可能な言語数	9
第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	10
① 概要	10
② 項目別	10
(1) 文化施設数	10
(2) 自治体内で、成人の入館料が最も高額な施設	11
(3) 美術館、博物館入館料の減免措置の有無	12
第3章 都市環境を保全・創造するまち	14
① 概要	14
② 項目別	14
(1) 自治体が開設している市民農園の面積	14
(2) 民有緑地の管理に対する補助制度	15
(3) 自治体が所有する樹林地の面積とその維持管理費	17
(4) 都市公園面積	18
(5) 可燃ごみの週あたり収集回数	18
(6) 家庭ごみ収集事業の委託状況	18

(7)	各地域の設置集積所（拠点回収含む）以外での家庭ごみの収集.....	20
-----	-----------------------------------	----

第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち..... 23

①	概要	23
②	項目別	23
(1)	特別養護老人ホームの定員数及び入所待機者数	23
(2)	介護保険外の独自の支援策の有無（ある場合○）	25
(3)	健康ポイント制度類似制度の有無、メリットの種類及び上限額.....	26
(4)	特定診断の1人あたり自己負担額	26
(5)	がん検診の種類別自己負担額	28
(6)	小児医療助成の有無と、所得制限の有無（ある場合○）	29
(7)	公立保育園施設数と在園時数、及び私立保育園も含む総園児数.....	30
(8)	病児保育事業、病後児保育事業を実施している施設数	31
(9)	公立学童保育施設設置数.....	32
(10)	こども会館数	33
(11)	保育所待機児童数.....	33
(12)	公立小中学校数.....	34
(13)	公立小中学校における冷暖房設備設置率.....	35
(14)	公立小中学校におけるトイレ洋式化率.....	36
(15)	特別支援学級の設置率.....	37
(16)	公立中学校における喫食率、給食1食あたり金額及び本人負担額.....	39
(17)	スポーツ施設数.....	40
(18)	図書館数	41
(19)	公立図書館の蔵書数及び窓口数	42

第5章 安全で快適な生活が送れるまち..... 43

①	概要	43
②	項目別	43
(1)	住宅改修に係る補助制度の補助上限額.....	43
(2)	未舗装の市町村延長に占める割合	44
(3)	1年あたりの市町村道改良・整備、修繕維持に要する費用.....	45
(4)	公共下水道管きよの延長及び1年あたり公共下水道改築工事費用	46
(5)	空き家率	47
(6)	空き家対策施策と平成30年度事業予算.....	49
(7)	屋外の防犯カメラ設置数（自治体設置及び自治会・町内会設置）	51
(8)	自治会・町内会等による防犯カメラ設置への補助制度及び上限額.....	52
(9)	自治体が設置した公衆トイレ数及び1日あたり清掃回数	52

第6章 活力ある暮らしやすいまち	54
① 概要	54
② 項目別	54
(1) 企業の新規立地に対する市町村税軽減制度	54
(2) 自治体の設置する観光案内版数、及び多言語表示への対応	56

I. 調査概要

神奈川県の 32 市町村（鎌倉市除く）に対し、鎌倉市より調査票を配布し行政サービス水準に関して照会を行った。

① 調査時期

- ・ 2018 年 11 月 12 日（月）～2018 年 11 月 26 日（月）

② 回収率

- ・ 32 自治体中、27 自治体より回答が得られ、回収率は 84.3%である。

③ 留意点

Ⅱの調査結果では、出典の記載がない場合、基本的に上記アンケート結果よりグラフを作成した。なおその際、調査期間中に回答のなかった大磯町、大井町、松田町、山北町、開成町は除いてグラフ化を行っているほか、適宜、無回答自治体を削除した上でグラフに示している。加えて、自治体間の比較のため、各自治体からの回答内容を編集の上整理している場合があり、その場合注記に記している。

II. 調査結果

計画の推進に向けて（行政手続）

① 概要

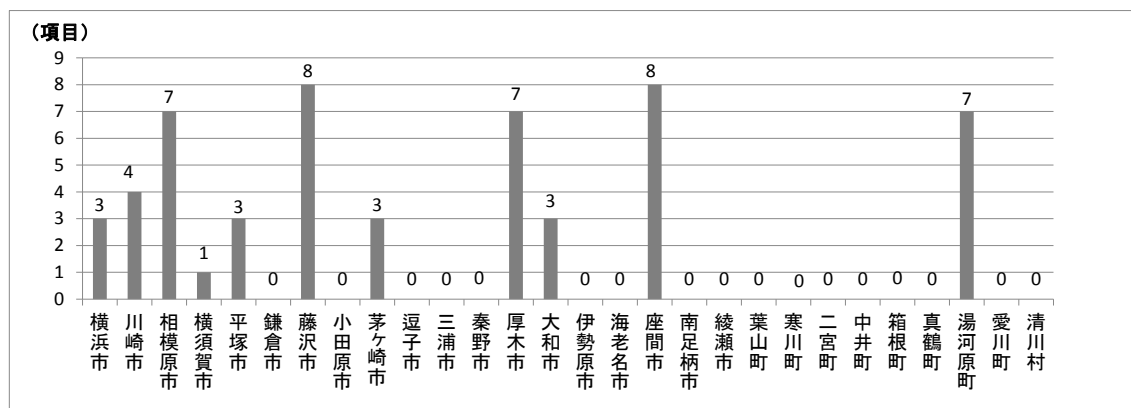
- 自治体への料金の支払いの現金・口座払い以外への対応や、諸証明書のコンビニ発行等に鎌倉市は対応していないが、他自治体でも対応している例はそれほど多くはない
- 広報紙の発行回数や形態に関しては、自治体ごとにそれほど差異はみられなかった
- 全体として自治会・町内会に対する支援制度は充実しており、鎌倉市のようにアドバイザー派遣費用を助成する場合や、広く自治会・町内会の活動に対し助成を行う場合がある

② 項目別

（1）自治体への料金支払において、現金及び口座振替以外が可能な項目

上下水道料金、国民保険料など、自治体への料金等の支払において、鎌倉市では現金及び口座振替以外の方法（クレジットカード支払等）を設けていないが、その他の自治体においても対応している例はそれほど多くはない。対応している自治体における具体的な内容としては、税・保険料・公共サービス料金に大別され、中でも税金の支払いにおける対応項目が多い。

図表 1 現金・口座振替以外が可能な項目数



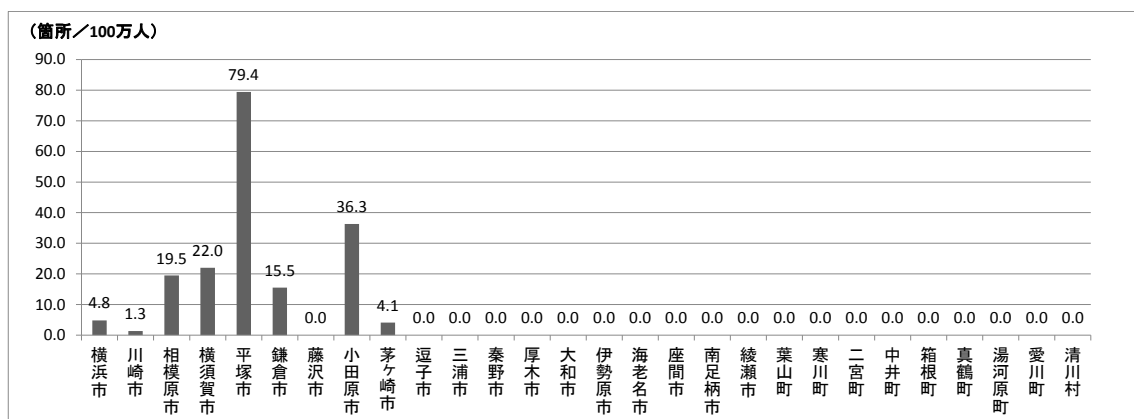
図表 2 現金・口座振替以外が可能な項目数及び内容

	項目数	具体的な項目		
		税	保険料	公共サービス料金
横浜市	3	サポーターズ寄付金(ふるさと納税)	—	診療報酬、水道料金
川崎市	4	市税関係	国民健康保険料	市バス乗車料の交通系 IC カード払い、入院外来に係る診療費
相模原市	7	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税、市県民税(特別徴収)、国民健康保険料	—	公共下水道使用料
横須賀市	1	—	—	市立病院の利用料金
平塚市	3	—	—	—
藤沢市	8	市県民税、固定資産税、軽自動車税	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料	下水道料金、市民病院診療費
茅ヶ崎市	3	ふるさと納税	国民健康保険料	診療費等(市立病院)
厚木市	7	市・県民税、固定資産税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税	介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料	—
大和市	3	—	—	保育料、入院料、外来受診料
座間市	8	固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険料	介護保険料、後期高齢者医療保険料	児童ホーム手数料、水道料金・下水道使用料
湯河原町	7	固定資産税・都市計画税、町県民税(普徴)、軽自動車税	国民健康保険料(年金特徴除く)	水道料金、下水道使用料、保育園保育料(口座振替不能分のみ)

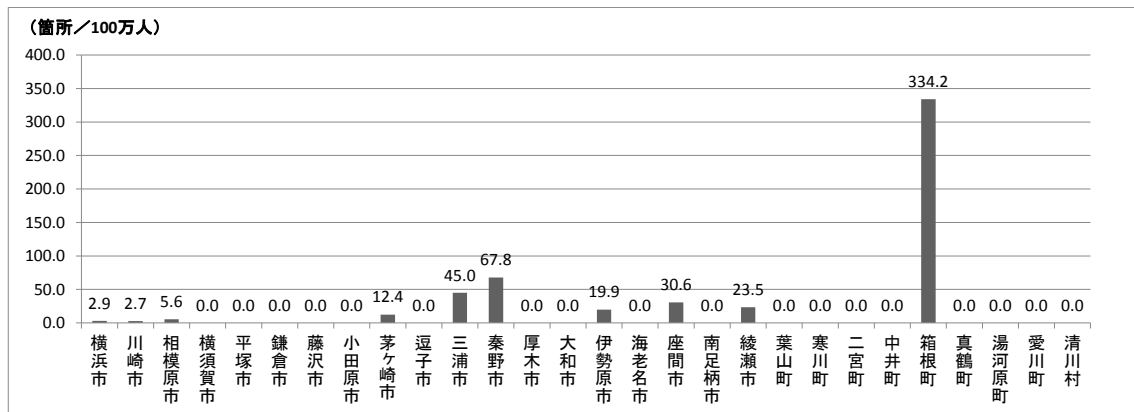
(2) 支所・出張所など、住民票等が交付可能な本庁以外の出先機関数

住民票等が取得可能な本庁以外の出先機関としては、その他の機関(行政サービスコーナー、市民センターなど)を挙げる自治体が多い。鎌倉市やその他複数の市では、支所での交付が可能となっている。

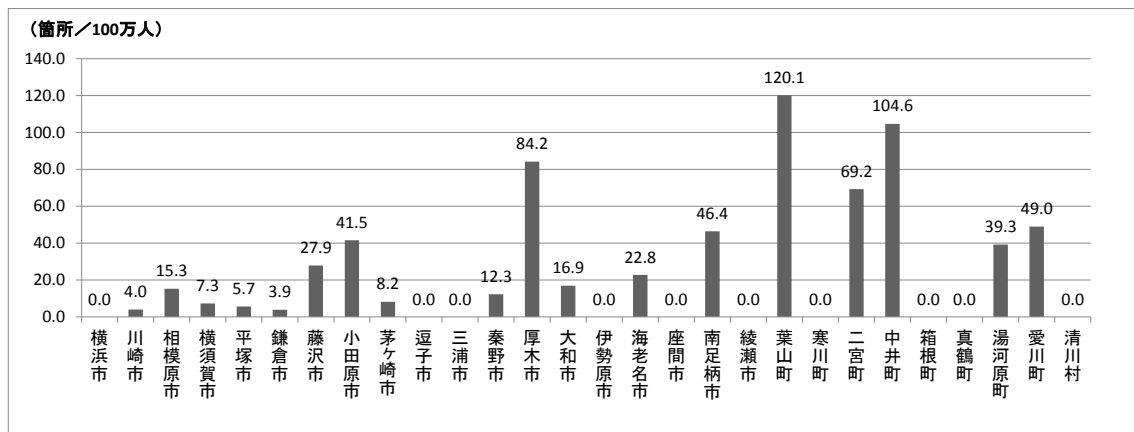
図表 3 人口100万人あたり支所数



図表 4 人口100万人あたり出張所数



図表 5 人口100万人あたりその他の出先機関数



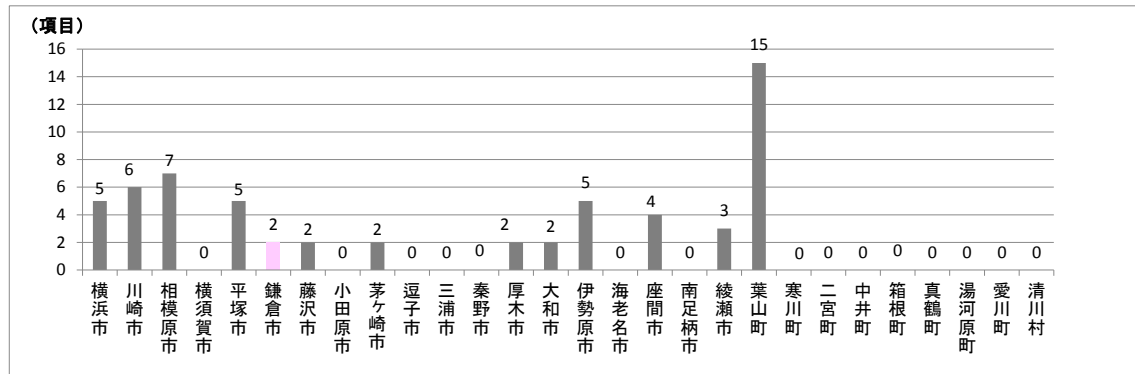
図表 6 出先機関数一覧

	支所	出張所	その他		支所	出張所	その他
横浜市	18	11	0	伊勢原市	0	2	0
川崎市	2	4	6	海老名市	0	0	3
相模原市	14	4	11	座間市	0	4	0
横須賀市	9	0	3	南足柄市	-	-	2
平塚市	14	0	1	綾瀬市	0	2	0
鎌倉市	4	-	1	葉山町	-	-	4
藤沢市	-	-	12	寒川町	0	0	0
小田原市	7	0	8	二宮町	0	0	2
茅ヶ崎市	1	3	2	中井町	-	-	1
逗子市	0	0	0	箱根町	-	4	-
三浦市	0	2	0	真鶴町	0	0	0
秦野市	0	11	2	湯河原町	-	-	1
厚木市	0	0	19	愛川町	0	0	2
大和市	-	-	4	清川村	0	0	0

(3) 諸証明等の発行でコンビニ交付が可能な項目

住民票の写しや印鑑証明書など、諸証明等の発行をコンビニでも可能とする自治体はそれほど多くない。鎌倉市も含め対応する自治体がコンビニ交付を可能とする書類としては、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）自校証明書などが多い。

図表 7 コンビニ交付可能項目数



図表 8 コンビニ交付可能項目数及びその内容

	項目数	具体的な項目名
横浜市	5	・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・戸籍証明書 ・住民票記載事項証明書 ・戸籍の附票の写し
川崎市	6	・住民票の写し(除票を除く) ・戸籍の附票の写し ・印鑑登録証明書 ・市民税県民税課税額証明書(最新年度) ・住民票記載事項証明書 ・戸籍全部(個人)事項証明書
相模原市	7	・住民票の写し ・戸籍全部(個人)事項証明書 ・市民税・県民税課税(非課税・所得)証明書 ・市民税・県民税納税証明書 ・固定資産税納税証明書(単独所有分のみ) ・印鑑登録証明書 ・戸籍の附票の写し
平塚市	5	・住民票の写し ・戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書 ・戸籍の附票の写し ・印鑑登録証明書 ・市民税・県民税証明書(所得証明)
鎌倉市	2	・住民票の写し ・印鑑登録証明書
藤沢市	2	・住民票の写し ・印鑑登録証明書
茅ヶ崎市	2	・住民票の写し ・印鑑登録証明書
厚木市	2	・住民票の写し ・印鑑登録証明書
大和市	2	・住民票の写し ・印鑑登録証明書
伊勢原市	5	・住民票の写し ・戸籍全部(個人)事項証明書 ・市県民税課税所得証明書 ・印鑑登録証明書 ・戸籍の附票の写し
座間市	4	・住民票の写し ・戸籍全部(個人)事項証明書(現在の戸籍のみ) ・戸籍の附票(現在の附票のみ) ・印鑑登録証明書
綾瀬市	3	・住民票の写し ・市県民税所得証明書 ・印鑑登録証明書
葉山町	15	コンビニ交付は行っていないが、諸証明の宅配サービスがある (身分証明書／印鑑登録証明書／住民票の写し／住民票記載事項証明書／戸籍の 附票の写し／不在籍証明書不在住証明書／草津温泉宿泊施設助成券／評価証明書 ／公課証明書／納税証明書／所得証明書／非課税証明書／課税証明書／法人所在 地証明書／法人納税証明書)

(4) 広報紙の発行回数、ページ数

いずれの自治体も月に1回あるいは2回広報紙を発行しており、1ページのサイズはタブロイド判とA4版が半数程度ずつである。広報紙のページ数に関して、鎌倉市は8ページだが、全体としては15ページ～25ページ程度のものを発行する自治体が多い。

図表 9 広報誌の発行回数、ページ数

	発行回数(回/月)	1ページのサイズ	ページ数(ページ)
横浜市	1	タブロイド版	12～24(市版8、区版4～16)
川崎市	2	タブロイド版	1日号=8、21日号=4
相模原市	2	タブロイド版	14(うち別冊2)
横須賀市	1	タブロイド版	12(8ヵ月)、16(4ヵ月)
平塚市	2	タブロイド版	8
鎌倉市	2	タブロイド版	8
藤沢市	2	タブロイド版	12
小田原市	1	タブロイド版	16(年1回は20)
茅ヶ崎市	2	タブロイド版	8
逗子市	1	A4	24
三浦市	1	A4	18
秦野市	2(1月のみ月1回発行)	タブロイド版	1日号=10、15日号=6
厚木市	2	タブロイド版	8
大和市	2	A4	16～24
伊勢原市	2	タブロイド版	1日号=8、15日号=4
海老名市	2	A4	16
座間市	2	タブロイド版	8
南足柄市	1	A4	16～20
綾瀬市	2	A4	1日号=16、15日号=12
葉山町	1	A4	24
寒川町	1	A4	24
二宮町	1	A4	16
中井町	1	A4	18～24
箱根町	1	A4	16
真鶴町	1	A4	16
湯河原町	1	A4	20
愛川町	2	A4(1日号) タブロイド判(15日号)	1日号=16もしくは20、15日号=4もしくは6
清川村	1	A4	18(平均)

(5) 自治会・町内会に対する支援制度

図表 10 においては、アンケートの回答より、自治会・町内会の事業や運営(資金面やノウハウ面等)に係る支援制度のみを抜き出して示している。(自治会館の建設・改築等の施設整備に係る補助や、防災・防犯活動に係る物品購入等に対する補助は割愛した。)

事業や運営に係る支援として、鎌倉市はアドバイザー派遣費用を助成しているが、全体としては広く自治会や町内会の活動に対し補助金を付与するケースもみられる。助成の金額は、団体ごとに一定額を支給する場合や、世帯数等に応じて補助額を算定する場合がある。

図表 10 自治会・町内会に対する支援制度

	内容	上限額
横浜市	地域活動推進費補助金(自治会町内会等が実施する公益的活動に対する補助)	・自治会町内会 加入世帯数×700円(補助対象経費の3分の1) ・地区連合町内会 ①基礎的支援費1団体12万円 ②加入世帯数×170円+5万円(基礎的支援費除く補助対象経費の3分の1) ・区連合町内会、市連合町内会 ①団体運営費110万円(上限) ②加入・活性化促進事業費90万円(上限)
相模原市	相模原市自治会連合会の円滑な運営を図るとともに、自治会への加入促進を支援するため、補助金を交付する。 地区自治会連合会及び単位自治会の運営の円滑化並びに地域活動の推進を支援するため、相模原市自治会連合会へ奨励金を交付する。	交付対象経費の2分の1を上限及び交付対象経費の全額を上限 ①450,000円に地区自治会連合会の数を乗じて得た額 ②32,000円に自治会の数を乗じて得た額 ③580円に自治会に加入する世帯の数を乗じて得た額 ④100円に自治会区域等に設置されている市が管理する防犯灯の数を乗じて得た額
横須賀市	・コミュニティ活動推進交付金 市に結成を届け出ている町内会・自治会が次の活動を行うことに対する補助金 (ア)住民相互の連絡網の整備及び市の行う事務の住民への連絡活動(全町内会対象) (イ)年間を通じて青少年の健全育成、非行防止に資する活動(全町内会対象) (ウ)年間を通じて行う文化活動、保健体育活動や高齢者と若い世代の交流活動など、地域・世代間の交流を図る活動(希望する町内会対象) (エ)クリーンよこすか運動において、年間を通した地域住民への啓発及び地域の清掃等美化活動(希望する町内会対象)	世帯数等に応じた額をそれぞれ算出し、合計額を交付
平塚市	・平塚市自治会連絡協議会交付金 平塚市自治会連絡協議会が実施する次の事業に対し交付金を支出する。 (1)自治会相互の啓発並びに情報交換 (2)自治会の運営研究 (3)会の広報活動 (4)会員の研修 (5)その他目的達成に必要な事項 ・地域課題解決推進事業交付金 自らのまちは自らが治めるという地域自治を目指し、地域において様々な主体が集って協議する場を通じ、地域の更なる活性化や地域課題解決に取り組むための実践活動に対する財政上の支援としての地域課題解決推進事業交付金を交付している。 ・地域組織育成事業交付金 活動の支援を行うため、平塚市自治会連絡協議会に所属する、連合自治会及び単位自治会に対して、「平塚市地区自治会組織一括交付金」、「平塚市自治会地区連合会交付金」、「平塚市地域組織育成事業交付金」を交付している。	501,000円 1団体あたり100,000円 世帯数や自治会数等をベースに計算を行い、連合自治会や単位自治会に対して交付している。
鎌倉市	自治会・町内会の活動に対し助言を行うアドバイザーの派遣費用を負担する	30,000円
藤沢市	・市民組織結成奨励金 新規で結成した自治会・町内会に対し、交付する。 ・市民組織交付金 自治会・町内会の運営や事務費の補助として交付する。 ・自治会長のついで 市内全自治会・町内会長が一室に会するイベントの中で、自治会・町内会の運営や地域活動に関する講演会を開催する。 ・自治会・町内会応援講座 市民向け出張講座メニューの一つ。 自治会・町内会の運営に関する出張講座を実施している。 ・自治会・町内会運営サポート事業 一般社団法人との協働事業。自治会・町内会の運営や事務にかかる課題解決をサポートする。(H29～30 2年間の事業)	世帯×100円 世帯割(世帯×260円) 世帯数に応じた均等割り - - -
小田原市	小田原市自治会総連合会に対し、自治会総連合及び地区自治会連合会が行う各種事業に係る費用の一部を補助する	予算の範囲内※自治会総連合及び地区自治会連合会の配分額については、市と自治会総連合とで協議する
茅ヶ崎市	自治会運営に要する費用	均等割(3,600円)+世帯割(加入世帯数に105円を乗じた額)
秦野市	自治会交付金 地区自治会連合会補助金 市民によるまちづくり事業費	世帯割:世帯数×209円、39,400円～93,000円(9段階) 組数割:8,000円～12,800円(7段階) 毎年度交付する補助金の額については、規定する事業に要する経費の範囲内とし、予算で定める 定額 【通常交付金】8地区の運営費の助成、人口割で配分 【特別事業、コミュニティ事業】全体事業費
厚木市	自治会活動補助金(単位自治会の健全な運営及び活動の推進に対する補助金)	世帯割:世帯数×510円 均等割:146,000円
	連合自治会もしくは連合自治会が構成員になっている団体が地域住民を対象として自主的に行う個性豊かな催事に係る費用	対象事業に要する経費の50%(上限10万円)※飲食に関する経費、盆踊りや運動会など通例として行われる事業は対象外。
海老名市	自治会の活動に対し、次の(1)～(5)の項目に当てはまる事業について、各自治会毎に定められた上限額の範囲において補助する (1)防犯・防災対策事業(2)地域福祉事業(3)地域交流事業(4)備品整備事業(5)その他市長が必要と認める事業	均等割(70,000円)及び世帯割(単価×世帯数 ※単価は世帯数により変動する)の合計を上限額として総事業費の100分の100以内の額を補助する
座間市	座間市自治会育成補助金(公益的活動に要する経費) 座間市自治会総連合会育成補助金(公益的活動及び連合構成自治会総括連携活動に要する経費) 座間市民レクリエーション振興事業補助金(レクリエーション活動に要する経費)	当該年度5月1日現在の自治会加入1世帯当たり150円以内 当該年度5月1日現在の連合構成自治会加入1世帯当たり746円以内 280万円を限度額とし、事業費の2分の1以内
南足柄市	住民の連帯感やふれあいを高めるため自治会の、組織運営や諸活動に対する助成 自治会内の広報や通信費に対して助成 自治会で美化清掃を実施した時の自動車借上げ料を助成 自治会主催の文化活動、スポーツ活動などの自治会公民館活動に対し助成 不燃ごみの分別収集をしたとき 自治会、老人会または地域福祉会主催で敬老行事を実施したとき 自治会、老人会または地域福祉会主催で高齢者対象の健康に関する事業を実施したとき	上限なし 均等割・組割・世帯割・自治会未加入世帯への広報配布数により算出 均等割・世帯割により算出 1台1,800円1回につき5台まで 予算の範囲で均等割・事業割・世帯割により算出 世帯割・均等割により算出 自治会内の70歳以上の人数により算出 65歳以上の参加者の実人数により算出
綾瀬市	自治会事業に対する補助 市依頼の回覧等とりまとめに対する補助	450円×会員世帯数 300円×会員世帯数
葉山町	町内会補助金	町内会加入世帯1世帯につき270円

	内 容	上 限 額
寒川町	自治会活動の支援と行政事務の円滑な推進を図るため、自治会の活動に対し交付金を交付する	・行政協力事業：120,000円（一律）、（基準単価）200円×加入世帯数 ・防災活動事業：（基準単価）30円×加入世帯数 ・自治会情報発信事業：10,000円（一律） ・災害時等救助活動事業（その都度協議）
	町行政を円滑に推進するため、その活動を行う寒川町自治会長連絡協議会の事務・事業に対し補助金を交付する	予算の範囲内
二宮町	地区集会所施設がある地区に対して集会所施設の運営に必要な経費の一部を交付金として支出	老人憩いの家 200,000円、児童館 180,000円、公会堂 150,000円
	地区活動費へ交付金を支給	地区振興活動費 1地区上限 228,000円
中井町	行政との連携事業費 1世帯	1,193円
	自治会運営助成金として、自治会運営、生活環境活動、地域活動支援を行うための助成を行う。	均等割り、人口割、世帯割、ゴミステーション数などをもとに算出
箱根町	町自治会連絡協議会に対し、協議会が実施する定例会や研修会などの活動に係り経費の一部を補助する	対象経費の1/2以内
	地域自治会連合会に対し、自治会活動費交付金を交付する	1世帯あたり1,750円
	自治会・町内会など、都市計画や景観等を始めたまちづくりに寄与する活動を行う団体に対して、アドバイザーを派遣する。	アドバイザーに係る費用については、町の報償費として支払うため、申請者の費用負担なし（補助制度ではなく派遣制度としての運営）
湯河原町	町内にある11区会	予算4,750,000円（区会（自治会）の運営資金について各区会の加入世帯数を基に助成金を交付する）
愛川町	・愛川町行政区協力交付金 町行政の推進に協力する町内の行政区に対し、その協力費としての一部を交付。	行政区（自治会）により異なる（予算の範囲内）
	・あいかわ行政区・自治会ハンドブック 自治会加入促進策の一つとして、行政区・自治会の活動等を紹介したハンドブックを配布している。（町内で使える割引クーポン付き）	民間事業者から広告を募り作成しているため無償

第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち

① 概要

- 鎌倉市では本庁舎での利用案内窓口で多言語対応を行っていないが、他自治体でも国や県の事業を活用する以外に、自治体独自に多言語対応を行う団体は多くはない

② 項目別

(1) 本庁舎における利用案内窓口での対応可能な言語数

鎌倉市では本庁舎の利用案内窓口で多言語対応を行っていないが、対応している自治体はそれほど多くはない。対応している自治体においては、タブレット端末利用を活用している例もある。

図表 11 対応可能言語数

	言語数（件）		言語数（件）
横浜市	0	伊勢原市	0
川崎市	川崎区・中原区12言語対応可能、麻生区3言語対応可能 幸区、高津区、宮前区、多摩区については、多言語対応機器の設置なし。	海老名市	2
相模原市	4（英・中・韓・スペイン）	座間市	6（戸籍住民課での言語数）
横須賀市	2（日本語・英語）	南足柄市	0
平塚市	2	綾瀬市	3言語（行政通訳 月1回） 10言語（タブレット端末利用による、音声翻訳システムの対応言語数）
鎌倉市	0	葉山町	0
藤沢市	1	寒川町	0
小田原市	0	二宮町	0
茅ヶ崎市	0	中井町	0
逗子市	0	箱根町	0
三浦市	0	真鶴町	0
秦野市	0	湯河原町	5
厚木市	0	愛川町	0
大和市	1	清川村	0

第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち

① 概要

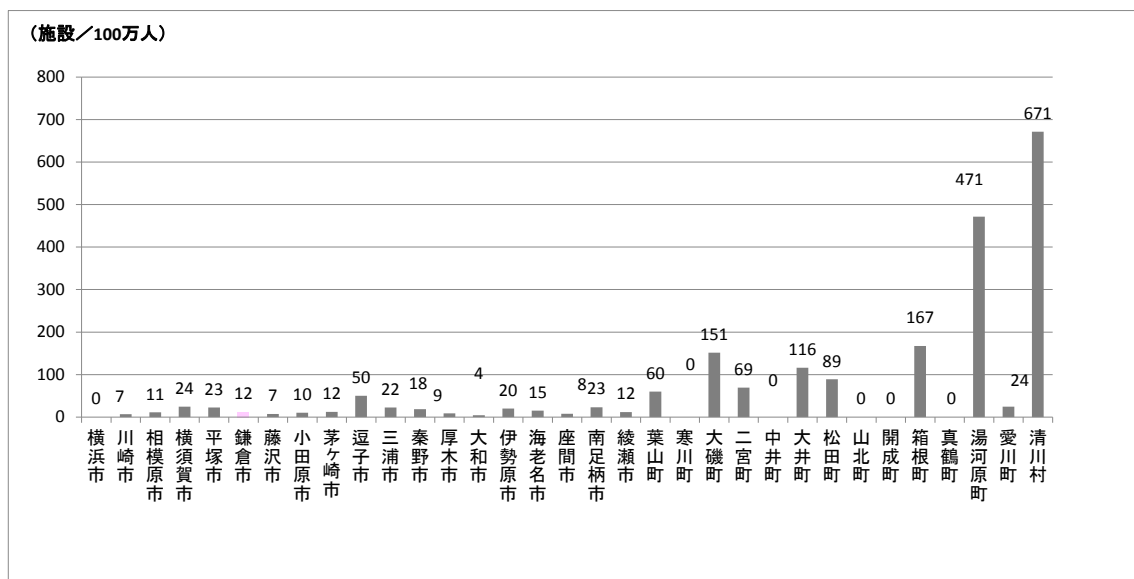
- 多くの自治体で有料の文化施設を有するが、もっとも高額な施設の入館料でも、鎌倉市で数百円、他自治体でも最大 1,500 円程度である
- 鎌倉市も含め多くの自治体で、児童・生徒、高齢者、障害者等に対する入館料減免制度を設けている

② 項目別

(1) 文化施設数

人口 100 万人あたりの市町村別の文化施設数をみると、人口の少ない町村部で高い施設数となっている。鎌倉市は、市部のなかでみると中位的な水準である。

図表 12 100万人あたり市町村立文化施設数（総数）



出典) 平成 30 年度 神奈川県 市町村要覧

図表 13 種類別市町村立文化施設数

	総数	博物館			公会堂・市民会館
		計	うち歴史博物館	うち美術博物館	
横浜市	33	5	0	1	27
川崎市	10	2	0	0	8
相模原市	8	1	0	0	7
横須賀市	10	5	1	1	3
平塚市	4	2	0	1	1
鎌倉市	3	1	0	1	1
藤沢市	3	0	0	0	3
小田原市	2	1	0	0	1
茅ヶ崎市	3	1	0	0	2
逗子市	3	0	0	0	3
三浦市	1	0	0	0	1
秦野市	3	1	1	0	1
厚木市	2	1	0	0	1
大和市	1	0	0	0	1
伊勢原市	2	1	0	0	1
海老名市	2	0	0	0	2
座間市	1	0	0	0	1
南足柄市	1	0	0	0	1
綾瀬市	1	0	0	0	1
葉山町	2	1	0	0	1
寒川町	0	0	0	0	0
大磯町	5	2	2	0	1
二宮町	2	0	0	0	2
中井町	0	0	0	0	0
大井町	2	0	0	0	2
松田町	1	0	0	0	1
山北町	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0
箱根町	2	1	1	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0
湯河原町	12	1	0	1	10
愛川町	1	1	0	0	0
清川村	2	0	0	0	2

出典) 平成 30 年度 神奈川県 市町村要覧

(2) 自治体内で、成人の入館料が最も高額な施設

成人の入館料が最も高額である施設の価格帯としては、美術館では 500 円未満の自治体が 3、500～1,000 円未満の自治体が 4、1,000 円以上の自治体が 3 である。また博物館では、500 円未満の自治体が 11、500～1,000 円の自治体が 4 となっており、美術館よりも低い価格設定をしている自治体が多い。

鎌倉市においては美術館入館料は低価格、博物館入館料は標準的な水準である。

図表 14 成人の入館料が最も高額な施設

	【美術館】		【博物館】	
	施設名	入館料(円)	施設名	入館料(円)
横浜市	横浜美術館	500円	横浜市立よこはま動物園 ズーラシア	800円
川崎市	①川崎市 藤子・F・不二 雄ミュージアム ②川崎市岡本太郎美術館	①1000円 ②企画展：700～1000円 常設展：500円	川崎市市民ミュージアム	0円
相模原市	-	-	相模川ふれあい科学館 ア クリアウムさがみはら	390円
横須賀市	横須賀美術館	企画展：1,540円	横須賀市自然・人文博物館	0円
平塚市	平塚市美術館	特集展：200円 企画展：～1,500円	平塚市博物館	0円 ※プラネタリウム鑑賞は 200円
鎌倉市	鎌木清方記念美術館	300円	鎌倉国宝館	600円
小田原市	郷土文化館分館松永記念館	500円 (特別展階催時のみ)	小田原市尊徳記念館	200円
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市美術館	収蔵作品展：200円 企画展：展覧会毎	茅ヶ崎市文化資料館	0円
秦野市	宮永岳彦記念美術館	300円	桜土手古墳展示館	0円
厚木市	-	-	あつぎ郷土博物館(平成31 年1月27日開館)	特別展示：～1,000円
南足柄市	-	-	南足柄市郷土資料館	400円
葉山町	-	-	葉山しおさい博物館	300円 (しおさい公園入園料)
二宮町	-	-	ふたみ記念館	200円
箱根町	-	-	箱根湿生花園	700円
真鶴町	町立中川一政美術館	600円	町立遠藤貝類博物館	300円
湯河原町	町立湯河原美術館	600円	-	-

(3) 美術館、博物館入館料の減免措置の有無

小中学生、高齢者、身体障害者手帳所持者等に対し、美術館・博物館入館料の減免措置を設けている自治体は、神奈川県自治体の半数程度である。小中学生や身体障害者手帳所持者に関しては在住条件を設けない場合が多いが、高齢者には在住条件を設けている場合が多い。

なお鎌倉市は、身体障害者手帳所持者及びその介助者のみ、在住条件なしとなっている。

図表 15 入館料減免措置の有無

	市町村内に 立地する 小・中学校 の児童・生徒	小・中学生 (貴市町村 外に立地す る学校を含 む)	貴市町村在 住の65歳以 上	65歳以上 (在住条件 無し)	市町村在住 の身体障害 者手帳等の 所持者及び 介助者	身体障害者 手帳等の所 持者及び介 助者(在住 条件無し)	その他	その他の内容
横浜市	○	○	○			○	○	国又は地方公共団体が付帯施設を利用する 場合毎週土曜日は高校生以下が無料
川崎市		○				○		
相模原市				○		○	○	教育活動により観覧する市内の小・中学校 の児童生徒
横須賀市		○				○	○	①学校等の教育活動として観覧するとき。 ②市内高校在学者、市内在住高校生 ※中学生は当初から観覧料無料
平塚市	○	○	○	○	○	○	○	20名以上の団体、相互施設割引、インターネット割 引券等
鎌倉市	○		○			○		
小田原市	○		○		○	○		
茅ヶ崎市	○	○	○		○		○	茅ヶ崎市文化資料館は入館料は無料
秦野市		○				○		
厚木市					○	○	○	・中学校の生徒以下の者は常設展示及び特 別展示は無料 ・障害者支援施設、身体障害者社会参加支援 施設等の団体及びその引率者は減免
南足柄市	○	○					○	身障者手帳所持者のみ減免
二宮町	○	○						
箱根町	○	○	○	○	○	○	○	福祉団体は減免
真鶴町	○					○		
湯河原町	○					○	○	・真鶴町・熱海市住民も町民料金で利用可能 ・家庭の日(第3日曜日)は町民無料

第3章 都市環境を保全・創造するまち

① 概要

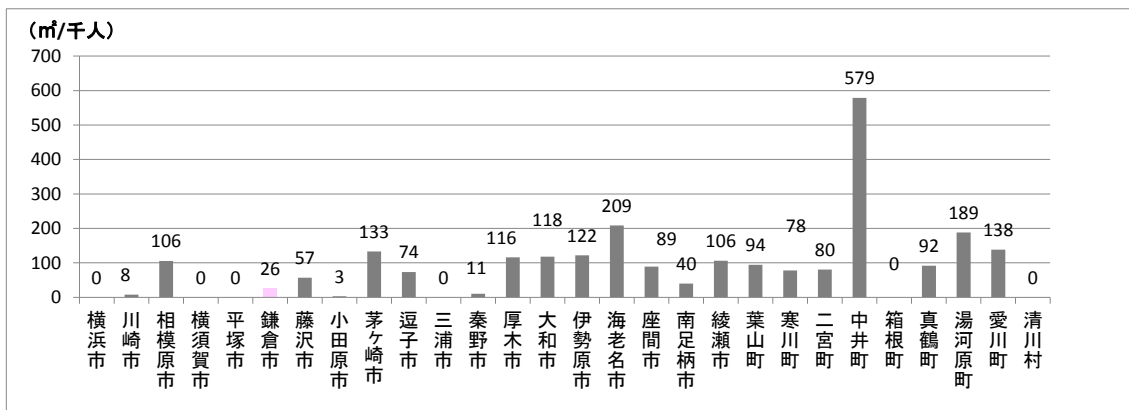
- 鎌倉市は、市民農園面積や樹林地面積及びその維持費は相対的にはそれほど大きくないが、都市公園は比較的充実している
- 家庭ごみ収集に関して、可燃ごみは自治体直営で収集する自治体も多いが、鎌倉市は委託率が100%近くとなっている。資源ごみに関しては、鎌倉市含めた自治体も委託実施している場合が多い
- 鎌倉市含め多くの自治体で、ごみ出しに困難を抱える高齢者や障害者等に対し、戸別収集サービスを行っている

② 項目別

(1) 自治体が開設している市民農園の面積

人口1人あたりの自治体開設の市民農園面積は中井町、海老名市、湯河原町等において大きく、鎌倉市は低い水準に留まっている。

図表 16 市民農園面積



図表 17

	面積 (㎡)		面積 (㎡)
横浜市	0	伊勢原市	12,281
川崎市	11,625	海老名市	27,537
相模原市	75,773	座間市	11,640
横須賀市	0	南足柄市	1,720
平塚市	0	綾瀬市	9,053
鎌倉市	4,500	葉山町	3,146
藤沢市	24,508	寒川町	3,792
小田原市	600	二宮町	2,322
茅ヶ崎市	32,361	中井町	5,532
逗子市	4,407	箱根町	0
三浦市	0	真鶴町	686
秦野市	1,725	湯河原町	4,800
厚木市	26,144	愛川町	5,640
大和市	27,939	清川村	0

(2) 民有緑地の管理に対する補助制度

図表 18 は、民有緑地の管理に対する補助制度に関して、回答中に多くみられた、風致樹木や風致樹林保全に関するものと、緑地の保全に関するものを抜き出した表である。

樹木保全については、鎌倉市も含め 1 本あたり数千円程度の上限額を設けて助成を行っている場合が多く、緑地保全については、固定資産税や都市計画税相当額の助成金を交付する場合が多い。

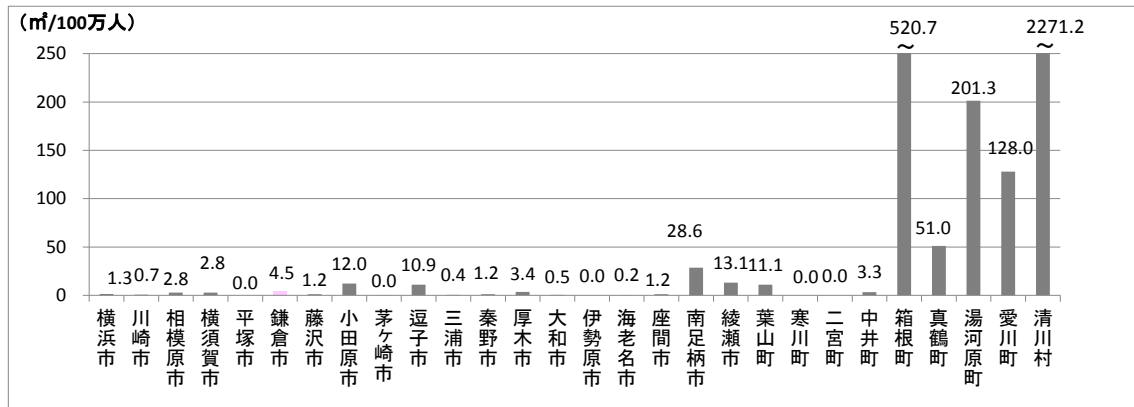
図表 18 民有緑地の管理に対する補助制度

	支援内容1(樹木・樹林・生垣)	上限額	支援内容2(緑地)	上限額
横浜市	-	-	市民の森契約を締結した土地の所有者に対し、当該土地を良好な状態で維持管理するため、緑地育成奨励金を交付する。	毎年30円/㎡を交付
川崎市	市街地において、貴重な緑である樹木、樹林及び生垣等を指定し、保全のための奨励金を交付する（保存樹木、保存樹林、保存生垣）	樹木：2,400円/本 樹林：12,000円/箇所 生垣：12,000円/箇所	市街地にあるまとまりのある優れた緑地を指定し、保全の奨励金を交付する（特別緑地保全地区・緑の保全地域）	（固定資産税＋都市計画税）×1.5を川崎市公園緑地協会から助成
相模原市	健全かつ、公道又は公有地から樹容が確認できるものであって、一定の条件に該当する樹木に対し、管理費の助成金を交付する。	樹木の所有者1人につき同一年度内において20万円を限度として、助成金の交付対象となる管理費用の2分の1の額	樹林が集団して生育し、かつ、健全でその樹林の存する土地の面積が500平方メートル以上である樹林を指定し、保全のための奨励金を交付するとともに、管理費の助成金を交付する。	奨励金：固定資産税及び都市計画税に相当する額を合算した額 管理費：年度内において30万円を限度として、管理費用の1/2の額
横須賀市	-	-	市街化区域内の民有樹林地を守るため、土地所有者と締結した保全契約に基づき支援金を交付する（市街化区域樹林地保全支援制度）	（固定資産税＋都市計画税）×3＋（当該土地面積×2円/1㎡） ※土地面積は500㎡以上
平塚市	健全でかつ樹容が美観上特に優れている樹木・樹林・生垣を指定し、保全のための奨励金を交付する	樹木：4,000円/本 樹林：1,000円/100㎡ 生垣：1,000円/10m	-	-
鎌倉市	鎌倉市の風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を指定し、保全のための奨励金を交付する	樹木：1800円/本 樹林：530円/100㎡ 生け垣：860円/10㎡	市街地にあるまとまりのある優れた緑地を指定し、保全の奨励金を交付する	13円/㎡＋固定資産税・都市計画税相当額
藤沢市	緑豊かな住みよい環境を保全するため、樹林、樹木、生垣について保存指定し、保全のための奨励金を交付する	樹木：2000円/本、2本目以降1000円/本 樹林：8円/㎡＋固定資産税・都市計画税相当額 生垣：10～20m未満 5000円、20～30m未満 10000円、30以上 15000円	-	-
茅ヶ崎市	市街地にある優れた樹木を指定し、保全の奨励金を交付する	樹木：4,500円/本、2本目以降2,250円/本、一人当たりの上限20,000円	市街地にあるまとまりのある優れた緑地を指定し、保全の奨励金を交付する。	固定資産税・都市計画税相当額＋奨励補助金（500円/100㎡）
逗子市	-	-	市街化区域内にある一所有者が一団300平方メートル以上を所有しているもの	1平方メートルにつき月額2円を上限とし予算の範囲内で計算した当該年度の維持管理に係る奨励金を交付する。
秦野市	みどりの保全及び創造を推進するために本市の施策に協力する土地又は樹木の所有者に対し、必要な助成又は援助を行う	①固定資産税及び都市計画税の相当額 ②樹木：10,000円/本 樹林：5,000円/100㎡	-	-
厚木市	集団の樹容が特に優れている樹林、美観上特に優れている樹木や生垣	樹木：4,500円/本 生け垣：180円/m	自然環境が良好に保全されている緑地	緑地・樹林：18円/㎡
大和市	健全かつ樹容が美観上特に優れている樹木及び生け垣を成す樹木の集団を保存樹林及び保存生け垣として指定し助成	保存生け垣：5,000円/箇所 保存樹木：1,500円/本 保存樹林：固定資産税と都市計画税の合計額に相当する額	-	-
伊勢原市	、樹木及び樹林を指定し、保全のための奨励金を交付する	樹木：5,000円/本 樹林：5,000円/500㎡＋100㎡毎に1,000円増額	-	-
海老名市	幹回り（地上から1.5mの高さ）が1.5m以上、又は高さが3m以上の株立ちした健全で美観に優れている樹木（自然緑地保存樹木等）	樹木：4,000円/本 並木：1,000円/本 生け垣（新規はなし）	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること（自然緑地保存区域）	固定資産税および都市計画税に相当する額＋1,000円/100㎡
座間市	-	-	樹木保全地域の指定を受けた所有者等に対し、樹木保全地域指定奨励金として、各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を交付する	市街化：25/㎡＋固定資産税・都市計画税相当額 市街化調整：12/㎡＋固定資産税・都市計画税相当額 特別緑地地区：25/㎡＋固定資産税・都市計画税相当額
南足柄市	工場とその周辺地域の豊かな自然環境と調和の取れた良好な地域環境を形成することを目的として、緑化事業に補助金を交付する	樹木：1,150円/1本 マウンド形成（発生土）125円/㎡ マウンド形成（購入土）2,050円/㎡	-	-
綾瀬市	・風致、美観等の維持を図るため、独立樹木の樹容が美観上等に特に優れている樹木を保全樹木として指定し、保全のための助成をする（緑地保全事業） ・市民等の生垣設置を奨励し、緑化の推進及び生活環境の向上を図る（生垣設置奨励事業）	保全樹木：1,000円/本（同一敷地内で5本を限度） ・樹高1m以上：3,000円/m ・樹高0.7m以上1m未満：2,000円/m （交付は1回限り、限度額10万円）	風致、美観等の維持を図るため、一団の樹容が美観上等に特に優れている区域を一団の緑地として指定し、保全のための助成をする（緑地保全事業）	50円/㎡＋固定資産税・都市計画税の免除
葉山町	-	-	市街化区域における良好な緑地を確保し、みどりの保全を図るため緑地保全契約を行い奨励金を行う	20円/㎡＋固定資産税・都市計画税相当額

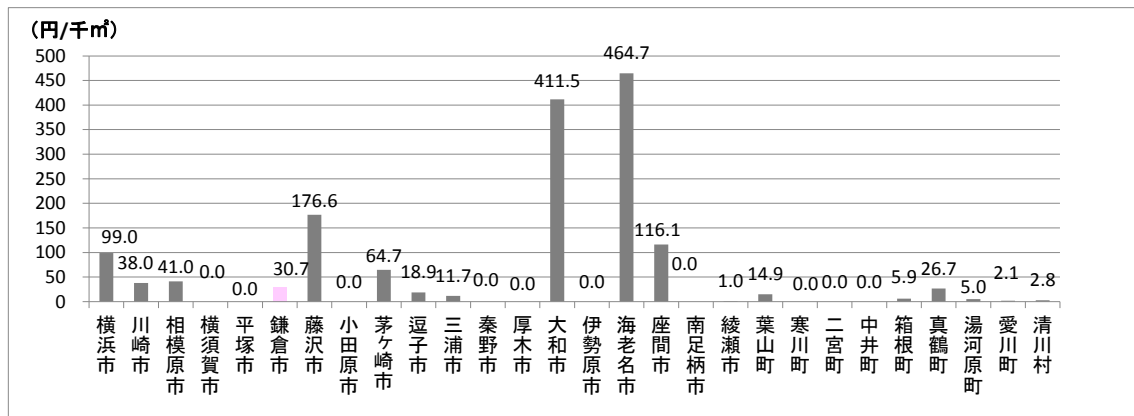
(3) 自治体が所有する樹林地の面積とその維持管理費

人口 100 万人あたりの自治体が所有する樹林地の面積は、町村部で大きくなっているが、支部においては鎌倉市は比較的行為の水準となっている。千㎡あたり維持管理費については、海老名市、大和市、藤沢市において高く、鎌倉市は低い水準となっている。

図表 19 人口100万人あたり面積



図表 20 面積あたり維持管理費



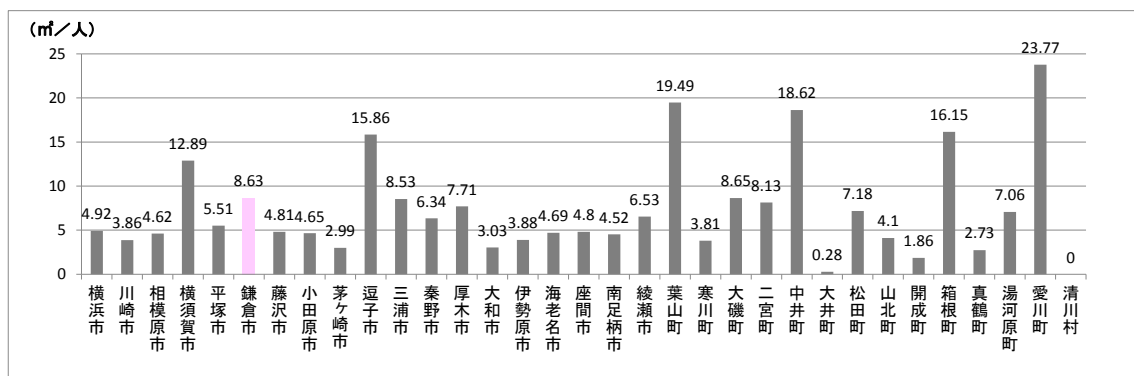
図表 21 面積及び維持管理費

	面積(㎡)	H29維持管理費(千円)		面積(㎡)	H29維持管理費(千円)
横浜市	4,998,800	495,000	伊勢原市	0	0
川崎市	1,048,407	39,890	海老名市	27,573	12,812
相模原市	2,028,100	83,247	座間市	158,394	18,391
横須賀市	1,158,642	-	南足柄市	1,232,742	0
平塚市	0	0	綾瀬市	1,117,000	1,084
鎌倉市	1,162,459	35,667	葉山町	369,478	5,494
藤沢市	506,719	89,501	寒川町	0	0
小田原市	2,320,000	-	二宮町	0	0
茅ヶ崎市	4,588	297	中井町	31,594	0
逗子市	651,940	12,296	箱根町	6,232,205	36,680
三浦市	18,260	215	真鶴町	380,213	10,153
秦野市	194,213	0	湯河原町	5,123,256	25,734
厚木市	763,503	0	愛川町	5,226,951	10,851
大和市	115,006	47,324	清川村	6,766,054	18,801

(4) 都市公園面積

人口一人あたり都市公園面積は愛川町、葉山町、中井町等において大きく、鎌倉市は比較的高水準となっている。

図表 22 人口一人あたり都市公園面積



※人口は都市計画区域人口、平成 28 年 3 月 31 日現在
出典) 神奈川県 都市整備統計年報 2017

(5) 可燃ごみの週あたり収集回数

可燃ごみの週あたり収集は、ほとんどの自治体が 2 回に設定しているが、箱根町、真鶴町、湯河原町においては、3 回としている。

図表 23 可燃ごみ収集回数／週

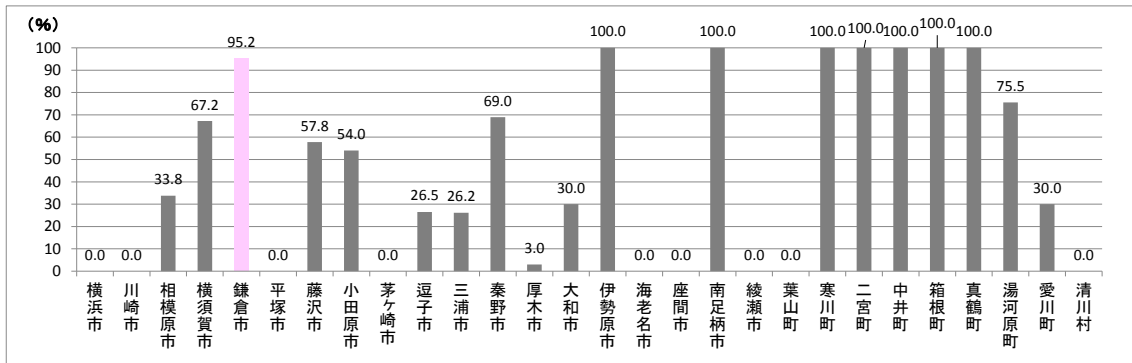
	2回	3回
自治体名	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、二宮町、中井町、愛川町、清川村	箱根町、真鶴町、湯河原町

(6) 家庭ごみ収集事業の委託状況

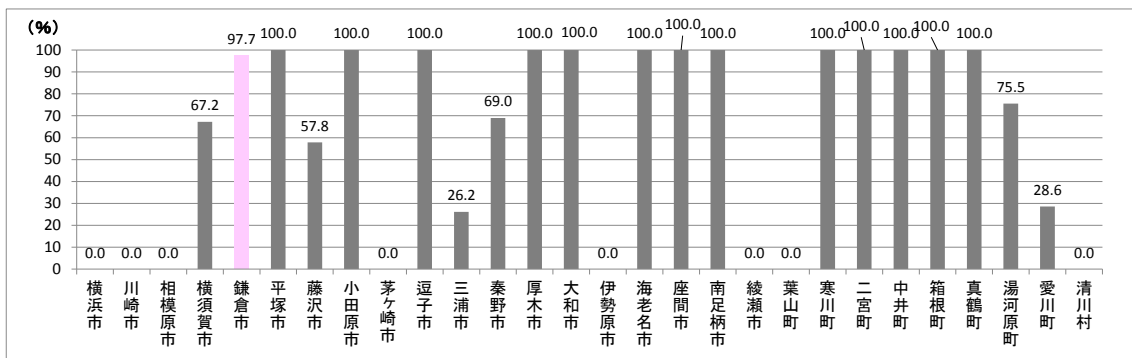
燃やすごみ収集事業の委託状況について、町村部ではすべて委託している自治体が多い一方で、市部では直営のみという自治体も多い。燃えないごみ、資源ごみにおいては委託率が高まり、特に資源ごみ収集に関してはほとんどの委託が一部もしくは全部を委託して実施している。

鎌倉市においては、燃やすごみ、燃えないごみ、資源ごみのいずれも、ほぼすべてを委託収集している。

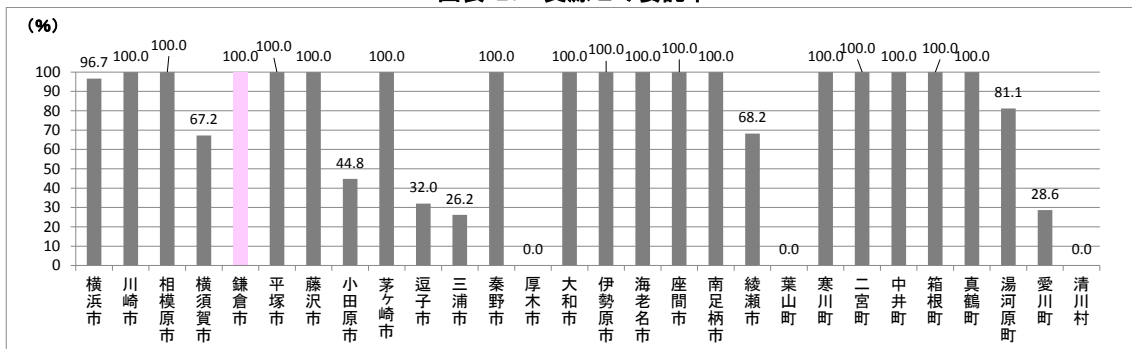
図表 24 燃やすごみ委託率



図表 25 燃えないごみ委託率



図表 26 資源ごみ委託率



図表 27 委託率一覧

	燃やすごみ			燃えないごみ			資源ごみ		
	委託拠点数	直営拠点数	委託率	委託拠点数	直営拠点数	委託率	委託拠点数	直営拠点数	委託率
横浜市	0	73947	0.0%	0	73947	0.0%	71476	2471	96.7%
川崎市	0	47916	0.0%	-	-	-	41181	0	100.0%
相模原市	6,011	11776	33.8%	-	-	-	17787	0	100.0%
横須賀市	5,779	2818	67.2%	5779	2818	67.2%	5779	2818	67.2%
平塚市	0	9292	0.0%	2334	0	100.0%	2334	0	100.0%
鎌倉市	4,625	234	95.2%	4746	113	97.7%	4859	0	100.0%
藤沢市	106,374	77611	57.8%	106374	77611	57.8%	183985	0	100.0%
小田原市	3,275	2791	54.0%	6066	0	100.0%	2715	3351	44.8%
茅ヶ崎市	0	8682	0.0%	0	7515	0.0%	3413	0	100.0%
逗子市	308	853	26.5%	1022	0	100.0%	372	789	32.0%
三浦市	288	812	26.2%	288	812	26.2%	288	812	26.2%
秦野市	2,758	1240	69.0%	2758	1240	69.0%	3998	0	100.0%
厚木市	172	5534	3.0%	5706	0	100.0%	-	-	-
大和市	30%	70%	30.0%	100%	0%	100.0%	1343	0	100.0%
伊勢原市	2,890	0	100.0%	0	2212	0.0%	2267	0	100.0%
海老名市	0	3019	0.0%	3019	0	100.0%	3019	0	100.0%
座間市	0	3363	0.0%	3363	0	100.0%	3363	0	100.0%
南足柄市	1,035	0	100.0%	138	0	100.0%	1035	0	100.0%
綾瀬市	0	1714	0.0%	0	356	0.0%	762	356	68.2%
葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
寒川町	1,542	0	100.0%	1542	0	100.0%	210	0	100.0%
二宮町	1,400	0	100.0%	1400	0	100.0%	1400	0	100.0%
中井町	171	0	100.0%	171	0	100.0%	171	0	100.0%
箱根町	1,432	0	100.0%	258	0	100.0%	263	0	100.0%
真鶴町	670	0	100.0%	670	0	100.0%	670	0	100.0%
湯河原町	525	170	75.5%	525	170	75.5%	129	30	81.1%
愛川町	391	913	30.0%	373	931	28.6%	373	931	28.6%
清川村	0	105	0.0%	0	105	0.0%	0	105	0.0%

(7) 各地域の設置集積所（拠点回収含む）以外での家庭ごみの収集

拠点回収以外の家庭ごみ収集に関して、鎌倉市も含め高齢者や障害者を対象とした戸別回収サービスに取り組む自治体が多くみられた。それらの自治体においては、サービスを実施するにあたって、65歳以上の単身者世帯であることや要介護認定を受けていること、身体障害者手帳を所持していることなど、各種の条件を設定している。

図表 28 拠点回収以外のごみ収集

	名称	内容
横浜市	ふれあい収集	(内容) 家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先などまで収集に伺うもの。収集時にごみが出ていない場合は利用者への声かけを行っている。 (対象) 次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの方。なお、同居者がいる場合でも、同居者が次のいずれかに該当する場合は、対象となる。 1 身体障害者手帳の交付を受けている方 2 愛の手帳の交付を受けている方 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 4 介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方 5 ごみを持ち出すことができない65歳以上の方
川崎市	ふれあい収集	(内容) 自らが一定の場所までごみを持ち出すことが出来ない方々を対象に、ごみを排出者宅前又は所定の場所まで直接収集しに行くサービス (対象) ○高齢者 「65歳以上の一人暮らしの方」又は「65歳以上の高齢者の方で、同居する家族がいる場合についても、同居者が、ごみを一定の場所まで持ち出すことができない方」 ○障がい者 「一人暮らしの方」又は「障がい者に同居する家族がいる場合についても、同居者が、ごみを一定の場所まで持ち出すことができない方」
横須賀市	高齢者支援収集	(内容) 地域の助け合いとして民生委員が本来の業務を超えて対処している場合やホームヘルパーがごみの排出時間に間に合わず持ち帰っている場合等でごみを排出する困難な世帯を対象に、市の職員が週1回、専用の容器に入れたごみの収集を行う。 (対象) ※対象者（世帯）は、次の条件のいずれも満たす世帯 ア 65歳以上の者 イ 自らごみ集積所にごみを排出することが困難で、親族・近隣住民・地域ボランティア等の協力、ホームヘルパーによるごみ出し支援が困難な世帯 ウ すべての世帯員が、以下のいずれかに該当する世帯 ・介護保険の認定が、要介護2以上の人 ・その他、福祉事務所長が必要と認める世帯 （障害者総合支援法に定める障害者、障害者総合支援法に定める対象疾病（難病等）に該当する者など） エ 住民税非課税世帯
平塚市	福祉戸別収集	(内容) 市内に住所を有し、同一住所の全員が以下のいずれかに該当、住所の構造、立地条件、世帯状況等で自ら集積所に排出することが困難で、かつ、周辺住民の協力が得られない世帯を対象とする (対象) 1) 介護保険法 要介護2以上 2) 身体障がい者福祉法 身体障害者手帳を受けている者で、障がいの程度が1級または2級に該当 3) 知的障がい者福祉法 療育手帳の交付を受けている者で、障がいの程度がA1・A2に該当 4) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律 精神障害者保健手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が1級に該当
鎌倉市	声かけふれあい収集	(内容) 自分自身でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行うもの。 (対象) ・介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみにより構成されている世帯 ・身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている障害者のみにより構成されている世帯
藤沢市	戸別収集	(内容) ごみ・資源（詳細は下記対象品目）を各戸収集するもの。 (対象品目) 「可燃ごみ」「不燃ごみ」「プラスチック製容器包装」 「商品プラスチック」「特定処理品目」「カン・なべ類」「ビン」 「新聞・折込広告（一部地域）」「本・雑誌のみ」「ペットボトル」「廃食用油」
小田原市	紙・布類の戸別収集サービス	(内容) 紙・布類を運び出すことが困難な高齢者や障がいのある方の世帯を対象に登録制の戸別収集サービスを行うもの。希望者は自治会を通じて、小田原市の紙・布類の収集を一括して担っている古紙リサイクル事業組合へ登録を行う。 (対象) ・70歳以上の方のみでお住まいの世帯 ・障がいのある方のみでお住まいの世帯 ・70歳以上の方と障がいのある方のみでお住まいの世帯
茅ヶ崎市	安心まごころ収集	(内容) ごみ・資源物を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、ごみ・資源物の戸別収集（無料）を行う。また、声掛けや顔合わせによる安否確認も同時に行う。 (対象) ・身体障害者のうち、在宅で肢体不自由の障害の等級が1級もしくは2級の人 ・在宅の高齢者（65歳以上）で要介護が2から5の人 ・上記のほか、同等な状態であると市長が認める人
逗子市	逗子市家庭ごみ「ふれあい収集」	(内容) 自分自身でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行うもの。 (対象) ・日常的に介助あるいは介護を必要とする高齢者のみの世帯 ・日常的に介助あるいは介護を必要とする障がい者のみの世帯 ・妊産婦、けが等により一時的にごみ出しができない世帯
三浦市	ふれあい収集	(内容) ひとり暮らしの高齢者や、身体に障害のある方のみの世帯など、自らがごみ集積場所までごみを持ち出すことが出来ない者に対し、原則週に1回、市職員がごみや資源物の収集を行うもの。 (対象) ・居宅の障害者、介護認定者（要介護認定2以上）、高齢者その他市長が認める者 ・1人暮らし又は同居者の協力が困難な者 ・この取扱いを希望する者

	名称	内容
秦野市	ほほえみ収集	(内容) 週2回(月曜日・木曜日もしくは、火曜日・金曜日)の午前8時30分以降に、ごみや資源物の戸別回収を行う。 (対象)ひとり暮らしの高齢者や障害者、または、その世帯構成全員が次の要件のいずれかに該当している方 (1) 要介護状態区分が要介護2以上 (2) 身体障害者の方で、障害の程度が2級以上 (3) 知的障害者の方で、障害の程度が重度以上 (4) 精神障害者の方で、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている等 (5) 傷病者等であり、自宅から収集場所までに急坂や階段がある、もしくは30メートル以上あるなど
厚木市	厚木市愛の一声 ごみ収集事業	(内容) ごみ集積所にごみを出すことが困難な高齢者世帯等を対象に、玄関先等からごみを収集し、併せて一声を掛け、安否を確認することにより、その世帯の日常生活の負担を軽減し、もって在宅生活の継続を支援するもの。 (対象) ・厚木市に在住する65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は65歳以上の高齢者のみを構成員とする世帯で、世帯員全員が要介護認定2以上に認定されている又は要介護認定2以上と同等の状態にあると認められる世帯 ・厚木市に在住するひとり暮らしの障害者又は障害者のみを構成員とする世帯で、世帯員全員が要介護認定2以上に認定されている世帯又は要介護認定2以上と同等の状態にあると認められる世帯 ・第1号に規定する高齢者及び第2号に規定する障害者のみを構成員とする世帯 ・その他前各号と同等の状態にあると市長が特に認める世帯
大和市	ふれあい収集 (粗大ごみ)	(内容) 自分自身で粗大ごみ運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、市職員が家の中から粗大ごみ運び出して収集する。 (対象) 65歳以上の方、身体に障害(1級または2級)のある方と市が確認できる世帯。 収集は戸別収集(集合住宅については、集積所での収集)
伊勢原市	ふれあい収集	(内容) 自分自身でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に週に1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行うもの。 (対象) ・日常的に介護又は介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の世帯主 ・日常的に介護又は介護を必要とする身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障害者のみの世帯の世帯主
海老名市	ふれあい訪問 (社会福祉協議会事業)	(内容) 継続的な見守りを必要とし、近隣住民や親類によってごみ出し支援を受けられない高齢者や障がい者を訪問し、週3日程度安否確認を行いながらごみの収集を行う。 (対象) ・ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で単独での移動が困難な方 ・ひとり暮らし障がい者又は障がい者のみの世帯であって次のいずれかに該当する方。 ア 身体障害者手帳1級又は2級を所持し、下肢体幹及び視力に著しい障がいがあり、移動が困難な方。 イ 療育手帳A1又はA2を所持している方 ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方 エ 精神障害者保健福祉手帳2級を所持している方で、移動が困難と認められる方 オ 障害年金1級を受給している方
座間市	座間市高齢者等 個別収集	(内容) 集積所まで搬出することが困難な高齢者。障がい者等の世帯に対して、個別収集を行う。(週1回) (対象) 同一敷地内又は、付近に家族又は親族がいない世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯 ・要介護1～5までの認定を受けている者 ・身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 ・障害年金の支給を受けている者で障害の程度が1級の者 ・その他特別な事情がある者
綾瀬市	綾瀬市ひとり暮らし 高齢者等の ごみ個別収集	(内容) 自らごみを排出することが困難であり、かつ親族等の協力を得ることが出来ない高齢者及び障がい者に対し、週2回のごみ個別収集を行う。 (対象) ・介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている65歳以上の者により構成されている世帯 ・身体障害者手帳1級又は2級の交付、療育手帳A1又はA2の交付、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている障がい者のみにより構成されている世帯
葉山町	ふれあい収集	(内容) 自ら所定の場所にごみ等を出すことができず、身近な人の協力が獲られない高齢者・障害者等に対し、職員が一声かけて玄関先からごみ等を収集するもの (対象) 福祉担当者が確認
寒川町	ねたきり高齢者 世帯等一般廃棄物 戸別収集運搬	(内容) 指定収集場所へゴミ出しが常時困難な世帯を戸別に訪問し、町が指定する日にごみ等を収集しながら安否確認を行う。 (対象) ねたきり、独居、重度障がいなどの理由から指定収集場所へのごみ出しが常時困難な高齢者世帯。
二宮町	戸別収集	(内容) ごみ等の収集(自宅まで) 予約制(1週間前までに申込) 戸別収集処理券1枚500円、指定品目:2枚1,000円分、指定品目以外:1枚500円分 予約個数は1回につき5個(袋)まで
箱根町	高齢者声かけふれあい収集	(内容) 自分自身でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や高齢者の世帯を対象に、自治会に依頼して、戸別に声をかけて安否の確認をしながら、可燃ごみや資源ごみ、不燃物の収集を実施している。(週2回、月6回限度) (対象) ・要支援認定1、2の高齢者独居、高齢者夫婦世帯
湯河原町	湯河原町高齢者 世帯等一般廃棄物 戸別収集運搬	(内容) 一般廃棄物を町の指定する集積所まで自力搬出することが著しく困難な高齢者世帯等に対し、一般廃棄物の戸別収集運搬を実施することにより、安否確認と生活環境の改善に資し、住民サービス、福祉の向上を図ることを目的とする。 (対象) (1) 町内在住のおおむね65歳以上のひとりぐらしの高齢者又は高齢者だけの世帯 (2) 町内在住の重度障害者だけの世帯 (3) 町内在住の高齢者と重度障害者だけの世帯 (4) 前各号に準じる世帯で住環境の要因や何らかの理由により、搬出することが著しく困難な世帯
愛川町	愛川町ふれあい 戸別収集	(内容) 自らごみ収集所にごみを出すことが困難な高齢者世帯等を対象に、自宅の玄関先等に出されたごみを戸別に収集することにより、在宅での生活維持できるよう見守りを兼ねて町職員が週に1回、戸別収集を実施するもの。 (対象) 次の要件に該当する方のみで構成されている世帯で身近な人などの協力が得られず、自らごみ収集所までごみを出すことが困難な世帯を対象。 ・65歳以上の高齢者で介護保険法による要介護2以上の方 ・身体障害者手帳をお持ちの方で、肢体不自由又は視覚の障害の程度が1級又は2級の方 ・上記に該当する世帯のほか、同等の状態であると認められる方

第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち

① 概要

- 鎌倉市も含め多くの自治体で、介護保険外の独自施策や、特定診断・がん検診の助成（及び高齢者の追加減免）、小児医療助成制度などにおいて、金銭的あるいは物品的な福祉サービスを提供している
- 鎌倉市は、こども会館数や病児保育事業、病後児保育事業の面では比較的充実しているものの、待機児童数が多いほか、特別支援学級の設置率は高くない
- 鎌倉市は、スポーツ施設数は多くないが、図書館数は平均程度であり、一人あたり蔵書数をみると比較的高水準である

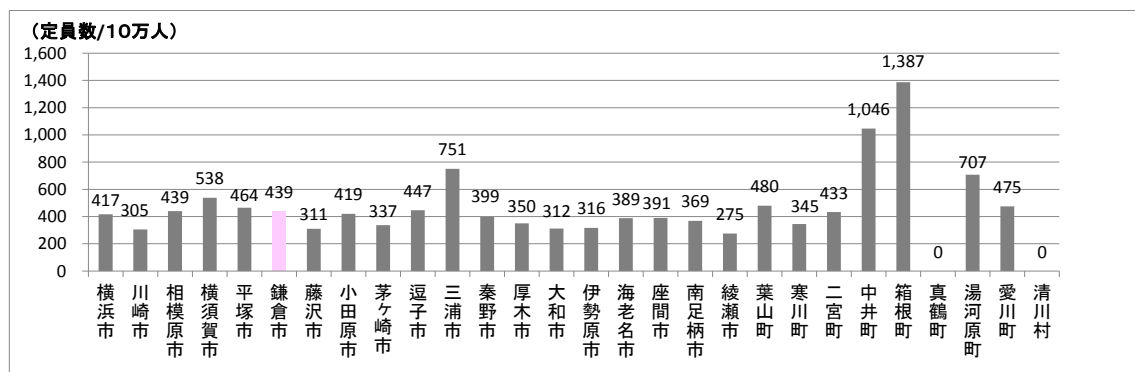
② 項目別

（1）特別養護老人ホームの定員数及び入所待機者数

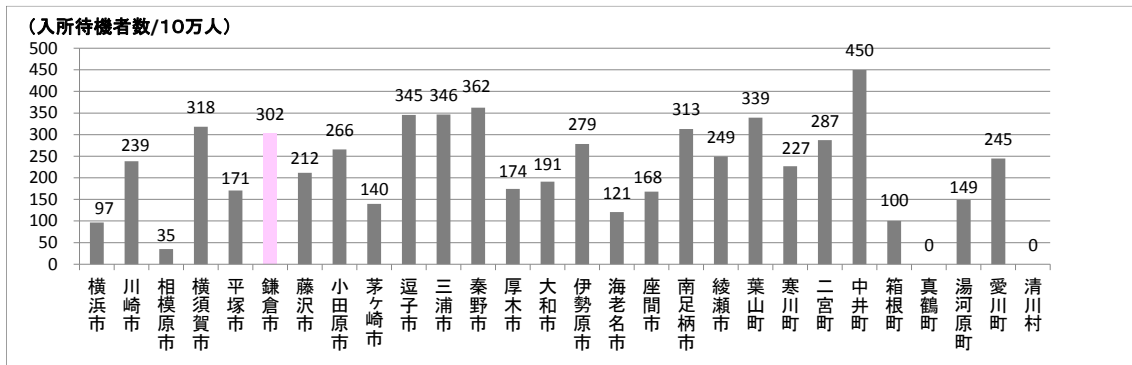
特別養護老人ホームの定員数は、箱根町、中井町、三浦市等において多く、鎌倉市は平均的な水準となっている。

人口あたりの入所待機者数は、中井町、秦野市、三浦市等において多く、鎌倉市は比較的高い水準にある。

図表 29 人口10万人あたり定員数



図表 30 人口10万人あたり入所待機者数



図表 31 定員数及び入所待機者数一覧

	定員数 (人)	入所待機者数 (人)		定員数 (人)	入所待機者数 (人)
横浜市	15,593	3,608	伊勢原市	318	280
川崎市	4,541	3,551	海老名市	513	159
相模原市	3,156	252	座間市	510	219
横須賀市	2,200	1,301	南足柄市	159	135
平塚市	1,196	440	綾瀬市	234	212
鎌倉市	773	533	葉山町	160	113
藤沢市	1,340	912	寒川町	167	110
小田原市	808	512	二宮町	125	83
茅ヶ崎市	819	339	中井町	100	43
逗子市	268	207	箱根町	166	12
三浦市	334	154	真鶴町	0	0
秦野市	647	588	湯河原町	180	38
厚木市	790	393	愛川町	194	100
大和市	739	453	清川村	0	0

(2) 介護保険外の独自の支援策の有無（ある場合○）

鎌倉市も含め、回答のあったすべての自治体において、介護保険外に独自の支援策を講じていた。支援策の内容としては、「補助金、交付金等の資源的支援」「介助用品など物品の支給」を設けている自治体が多い。

図表 32 独自の支援策

	公共交通利用 への助成	公衆浴場入浴 への助成	補助金、交付 金等の資源的 支援	介助用品など 物品の支給	税の減免	公共料金の減 免
横浜市	○	○	○	○		○
川崎市	○	○	○	○		○
相模原市			○	○		○
横須賀市	○	○	○	○		○
平塚市				○		○
鎌倉市		○	○	○	○	○
藤沢市		○	○	○	○	○
小田原市	○		○	○		
茅ヶ崎市						
逗子市		○	○	○		○
三浦市			○	○		
秦野市	○		○	○	○	○
厚木市	○	○				
大和市		○	○	○		
伊勢原市			○	○	○	○
海老名市				○		
座間市	○		○		○	○
南足柄市				○		
綾瀬市	○		○	○		
葉山町	○	○	○	○		
寒川町			○			
二宮町	○			○	○	
中井町			○			
箱根町				○		
真鶴町	○		○	○	○	○
湯河原町				○		
愛川町	○		○	○		○
清川村	○			○		

(3) 健康ポイント制度類似制度の有無、メリットの種類及び上限額

鎌倉市も含め、神奈川県半数弱の自治体においては、健康ポイント制度に類似する制度を所持している。得られるメリットはほとんどが金券・物品またはサービスであり、上限額は数千円のものから 50,000 円のものまで多岐にわたっている。

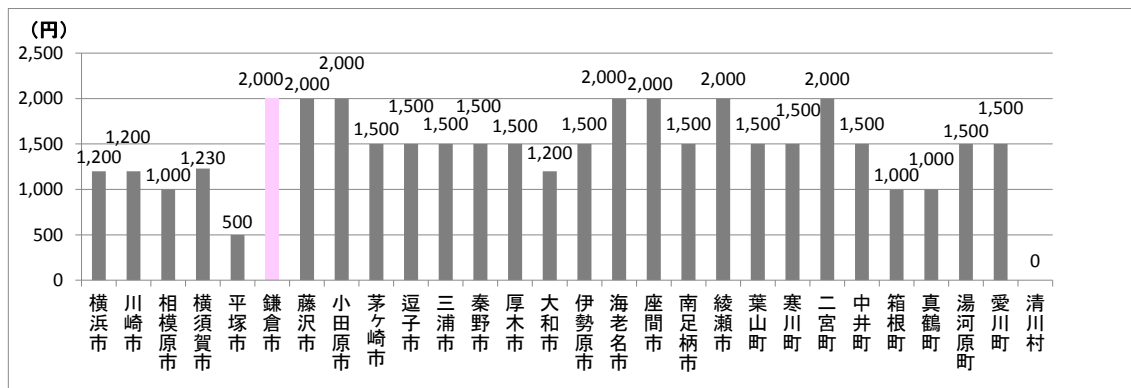
図表 33 メリットの種類及び上限額

	制度の有無	メリットの種類				上限額 (円)
		お金または金券	物品またはサービス	その他	その他の内容	
横浜市	○			○	金券と企業・団体からの協賛品	1,000~3,000
川崎市	○		○			3,000
相模原市	○	○				18,000
鎌倉市	○		○			10,800
三浦市	○		○			15,000
厚木市	○			○	金券及び物品	5,000
大和市	○			○	金券及び物品	10,000
伊勢原市	○		○			協賛企業からの無償提供のため不明
海老名市	○		○			50,000
南足柄市	○			○	表彰（賞状授与）	0
二宮町	○			○	商店街ポイントカードのポイント付与（400満点で500円相当分）	利用1回につき5ポイント
中井町	○			○	物品・サービス・地域通貨	500
愛川町	○	○				3,000
清川村	○			○	金券（抽選） 物品（全員）	1,000

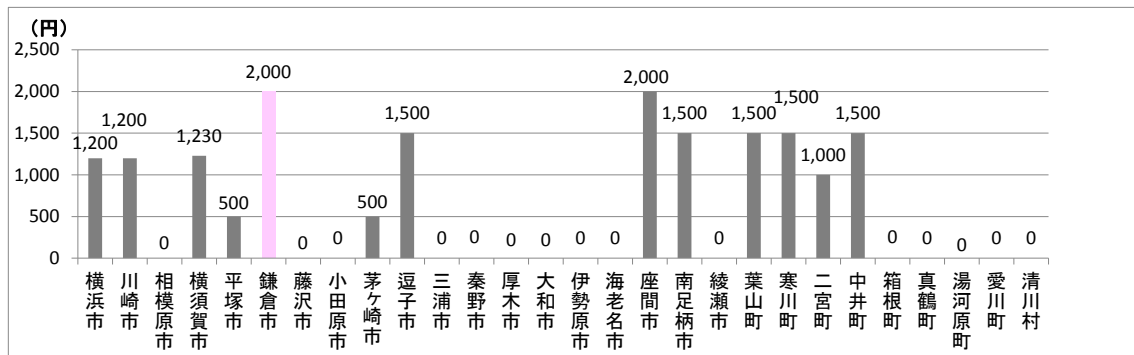
(4) 特定診断の1人あたり自己負担額

特定診断の一人あたり自己負担額について、一般（40～69歳）においては1,500～2,000円の金額幅に入る自治体が多く、鎌倉市も同様である。一方で、一般（70～74歳）、市民税非課税世帯においては、自己負担額を軽減する自治体も多く、特に市民税非課税世帯は多くの自治体で自己負担は免除とされている。

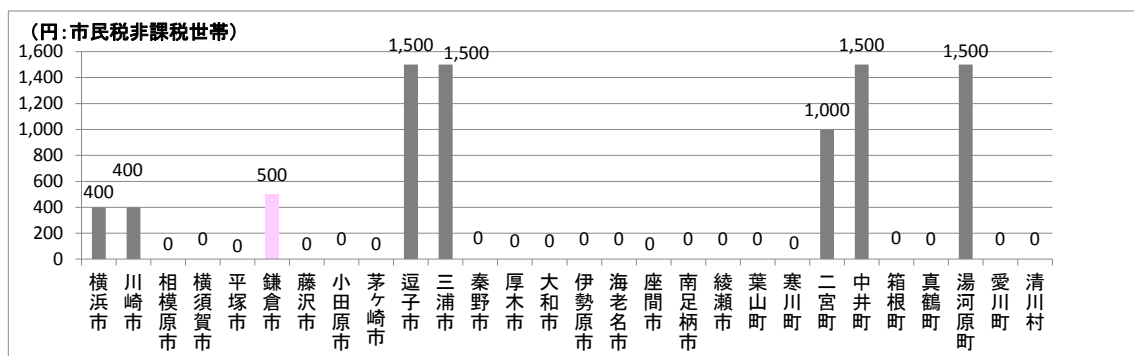
図表 34 自己負担額（一般40～69歳）



図表 35 自己負担額（一般70～74歳）



図表 36 自己負担額（市民税非課税世帯）



図表 37 自己負担額（一般・市民税非課税世帯）

	一般(40～69歳) (円)	一般(70～74歳) (円)	市民税非課税世帯 (円)		一般(40～69歳) (円)	一般(70～74歳) (円)	市民税非課税世帯 (円)
横浜市	1,200	1,200	400	伊勢原市	1500 (65歳以上免除)	0	0
川崎市	1,200	1,200	400	海老名市	2,000	0	0
相模原市	1,000	0	0	座間市	2,000	2,000	0
横須賀市	1,230	1,230	0	南足柄市	1,500	1,500	0
平塚市	500	500	0	綾瀬市	2,000	0	0
鎌倉市	2,000	2,000	500	葉山町	1,500	1,500	0
藤沢市	2,000	0	0	寒川町	1,500	1,500	0
小田原市	2,000	0	0	二宮町	2,000	1,000	1,000
茅ヶ崎市	1,500	500	0	中井町	1,500	1,500	1,500
逗子市	1,500	1,500	1,500	箱根町	1,000	0	0
三浦市	1,500	0	一般区分と同額	真鶴町	1,000	0	0
秦野市	1,500	0	0	湯河原町	1,500	0	一般区分と同額
厚木市	1,500	0	0	愛川町	1,500	0	0
大和市	1,200	0	0	清川村	0	0	0

※金額は個別検診を採用している

(5) がん検診の種類別自己負担額

がん検診の自己負担額について、胃がんリスク検診は 1,000～3,000 円、子宮がん検診は 1,500～3,000 円、肺がん検診は 500～1,500 円、乳がん検診は 1,000～2,500 円、大腸がん検診は 500～1,000 円の価格帯である場合が多い。また、鎌倉市も含め、比較的多くの自治体において、70 歳以上の高齢者に対して自己負担額の減免あるいは免除を行っている。

図表 38 種類別自己負担額

	胃がんリスク		子宮がん		肺がん		乳がん		大腸がん	
	40～69歳	70歳以上	20～69歳	70歳以上	40～69歳	70歳以上	40～69歳	70歳以上	40～69歳	70歳以上
横浜市	3,140	0	1,360	0	680	0	1,370	0	680	0
川崎市	-	-	1,000	0	900	0	1,000	0	700	0
相模原市	-	-	1,700～2,200	0	800～1,700	0	2,000～700	0	500	0
横須賀市	1,340	1,340	1,650	1,650	510	510	1,640	1,640	510	510
平塚市	5,000	-	2,500～4,000	2,500～4,000	1,000～1,700	1,000～1,700	2,500	2,500	600	600
鎌倉市	1,600	900	2,300	900	1,600	900	1,700	900	900	500
藤沢市	1,000	1,000	2,000	0	600	0	3,000～1,800	0	600	0
小田原市	2,000	0	1,600～2,800	0	500～1,100	0	900～2,600	0	900	0
茅ヶ崎市	3,100	3,100	2,000	2,000	1,000	1,000	1,500～3,000	1,500～3,000	1,000	1,000
逗子市	1,500	1,500	1,700	1,700	1,200	1,200	2,200	2,200	700	700
三浦市	1,000	900	1,500	1,000	1,100	800	1,700	1,100	800	500
秦野市	-	-	1,700	0	300	0	1,500	0	500	0
厚木市	1,500	0	2,000～3,800	0	500	0	900	0	400	0
大和市	2,500	0	1,700	0	1,000	0	900	0	700	0
伊勢原市	1,200	1,200	1,100～1,700	1,100～1,700	200～600	200～600	500～1,700	500～1,700	500	500
海老名市	1,000	0	800	0	400	0	1,700～2,200	0	600	0
座間市	2,000	2,000	1,700～2,500	1,700～2,500	1,000	1,000	700～3,000	700～3,000	700	700
南足柄市	-	-	1,800	1,800	900	900	2,500	2,500	700	700
綾瀬市	2,000	-	1,800	0	900	0	900～2,400	0	700	0
葉山町	1,500	1,500	1,700	1,700	1,200	1,200	2,200	2,200	700	700
寒川町	-	-	1,200～3,500	0	400～1,500	0	1,300～3,000	0	400～1,500	0
二宮町	3,100	3,100	1,400～2,800	1,400～2,800	600～800	600～800	1,600～2,900	1,600～2,900	500	500
中井町	-	-	1,700	0	300	0	1,500	0	600	0
箱根町	1,100	0	1,600～2,800	0	500～1,100	0	900～2,600	0	600	0
真鶴町	-	-	1,600	0	-	-	900～2,600	0	-	-
湯河原町	2,000	0	1,600	0	500	0	2,600	0	500	0
愛川町	1,500	0	2,000	0	700	0	1,800	0	500	0
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※金額は個別検診を採用しているほか、検診内容によって複数の価格が設定されている自治体に関しては、価格帯として提示している。また、胃がんリスク検診は胃がん検診である自治体や、年齢の区分がやや異なる自治体があるが、簡略化のために省略している。

(6) 小児医療助成の有無と、所得制限の有無（ある場合○）

鎌倉市も含め、回答のあったすべての自治体において、小児医療助成制度を所持していた。
0歳児に対しては助成に所得制限を設けている自治体はなく、1歳～就学前の子どもにおいても所得制限を設ける自治体は少ないが、小学生や中学生への助成においては、多くの自治体が所得制限を設けている。

図表 39 小児医療助成及び所得制限の有無

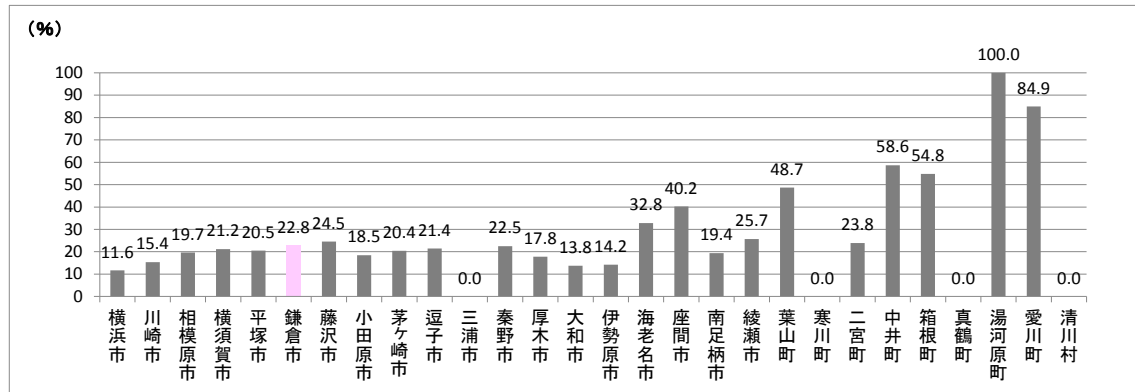
	0歳		1～就学前		小学生		中学生	
	制度	所得制限	制度	所得制限	制度	所得制限	制度	所得制限
横浜市	○		○	○	○	○	○	○
川崎市	○		○	○	○	○	○	○
相模原市	○		○	○	○	○	○	○
横須賀市	○		○		○		○	
平塚市	○		○		○	○	○	○
鎌倉市	○		○		○	○	○	○
藤沢市	○		○		○		○	○
小田原市	○		○		○	○	○	○
茅ヶ崎市	○		○	○ (3歳～)	○	○	○ (入院のみ)	○
逗子市	○		○	○	○	○	○ (入院のみ)	○
三浦市	○		○		○		○	
秦野市	○		○		○	○	○	○
厚木市	○		○		○		○	
大和市	○		○	○	○	○	○	○
伊勢原市	○		○	○	○	○	○	○
海老名市	○		○		○		○	
座間市	○		○	○	○	○	○	○
南足柄市	○		○	○	○	○	○	○
綾瀬市	○		○		○		○	
葉山町	○		○		○		○	○
寒川町	○		○	○	○	○	○	○
二宮町	○		○		○	○	○	○
中井町	○		○		○		○	
箱根町	○		○		○		○	
真鶴町	○		○		○		○	
湯河原町	○		○		○		○	
愛川町	○		○		○		○	
清川村	○		○		○		○	

(7) 公立保育園施設数と在園時数、及び私立保育園も含む総園児数

神奈川県全体として、公立保育園在園児の比率は、町村部と比較して市部の比率が低水準となっている。市部の中においては、鎌倉市の公立保育園在園児率は比較的高水準となっている。

なお、総園児数には地域型保育施設、認定子ども園、自治体独自の補助等により運営する事務所在園保育認定児を含む。

図表 40 公立保育園在園児の比率



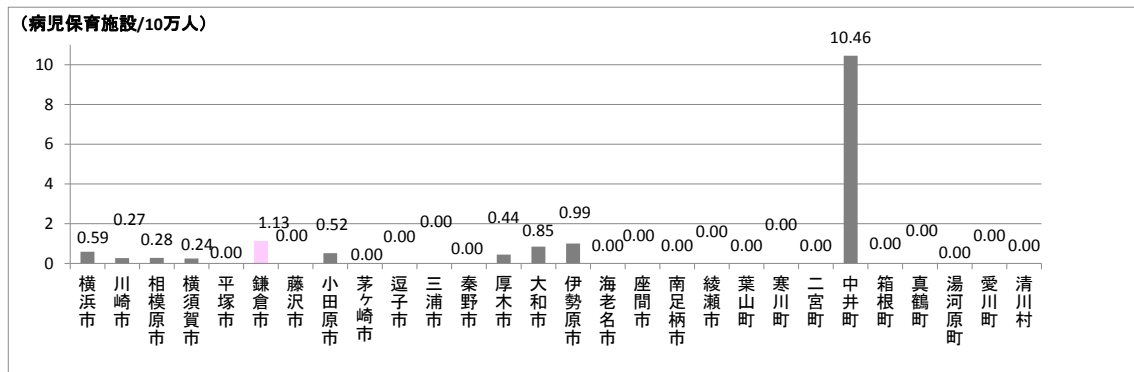
図表 41 公立保育園数、公立保育園園児数、総園児数、公立保育園在園児比率

	公立保育園数(施設)	公立保育園在園児数(人)	総在園児数(人)	公立保育園在園児の比率
横浜市	79	7,523	64,623	11.64%
川崎市	40	4,118	26,760	15.39%
相模原市	25	2,445	12,430	19.67%
横須賀市	11	885	4,180	21.17%
平塚市	9	818	3,997	20.47%
鎌倉市	5	577	2,535	22.76%
藤沢市	15	1,670	6,811	24.52%
小田原市	6	536	2,904	18.46%
茅ヶ崎市	7	798	3,917	20.37%
逗子市	2	184	859	21.42%
三浦市	0	0	387	0.00%
秦野市	5	538	2,394	22.47%
厚木市	5	541	3,040	17.80%
大和市	4	489	3,547	13.79%
伊勢原市	3	221	1,556	14.20%
海老名市	6	633	1,928	32.83%
座間市	9	621	1,544	40.22%
南足柄市	1	129	665	19.40%
綾瀬市	2	273	1,064	25.66%
葉山町	1	112	230	48.70%
寒川町	0	0	682	0.00%
二宮町	1	93	390	23.85%
中井町	1	78	133	58.65%
箱根町	1	68	124	54.84%
真鶴町	0	0	101	0.00%
湯河原町	5	355	355	100.00%
愛川町	6	451	531	84.93%
清川村	0	0	0	0.00%

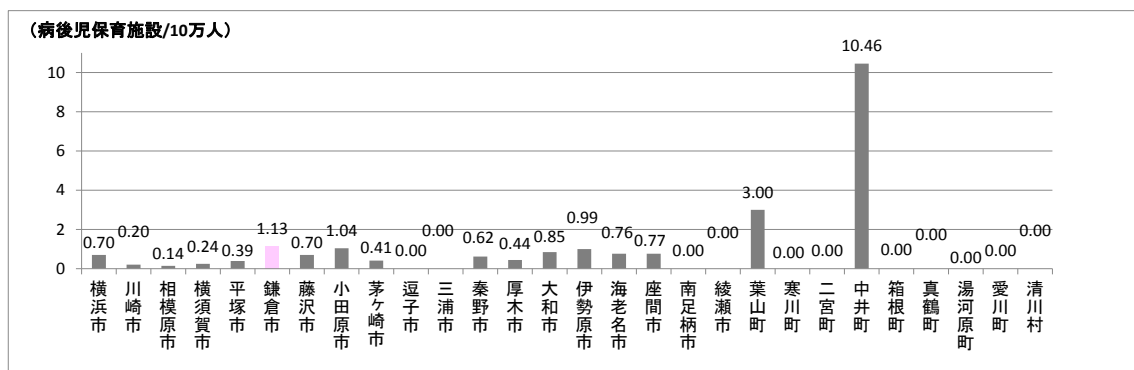
(8) 病児保育事業、病後児保育事業を実施している施設数

自治体が事業主体となって病児保育・病後児保育を実施する施設数を人口あたりでみると、中井町において突出しており、次いで鎌倉市や伊勢原市も高水準となっている。

図表 42 人口10万人あたり病児保育施設数



図表 43 人口10万人あたり病後児保育施設数



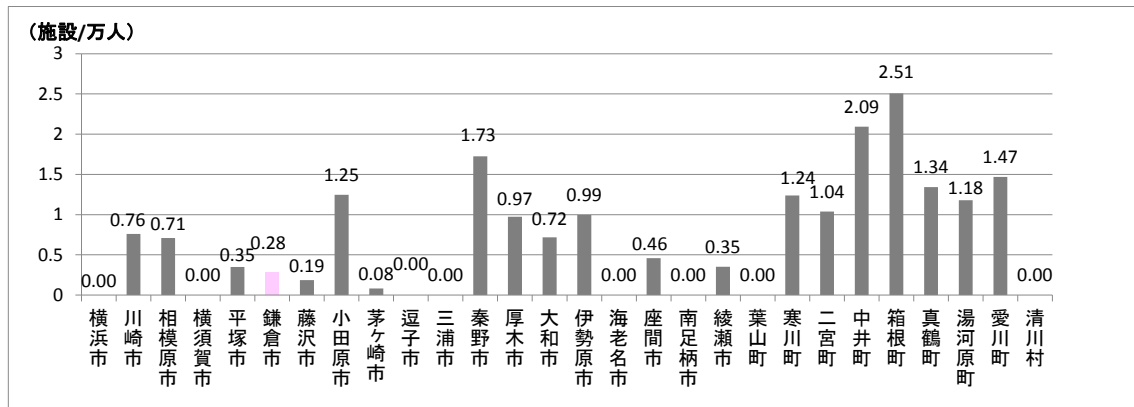
図表 44 種類別施設数一覧

	病児保育（施設）	病後児保育（施設）		病児保育（施設）	病後児保育（施設）
横浜市	22	26	伊勢原市	1	1
川崎市	4	3	海老名市	0	1
相模原市	2	1	座間市	0	1
横須賀市	1	1	南足柄市	0	0
平塚市	0	1	綾瀬市	0	0
鎌倉市	2	2	葉山町	0	1
藤沢市	0	3	寒川町	0	0
小田原市	1	2	二宮町	0	0
茅ヶ崎市	0	1	中井町	1	1
逗子市	0	0	箱根町	-	-
三浦市	0	0	真鶴町	0	0
秦野市	-	1	湯河原町	0	0
厚木市	1	1	愛川町	0	0
大和市	2	2	清川村	0	0

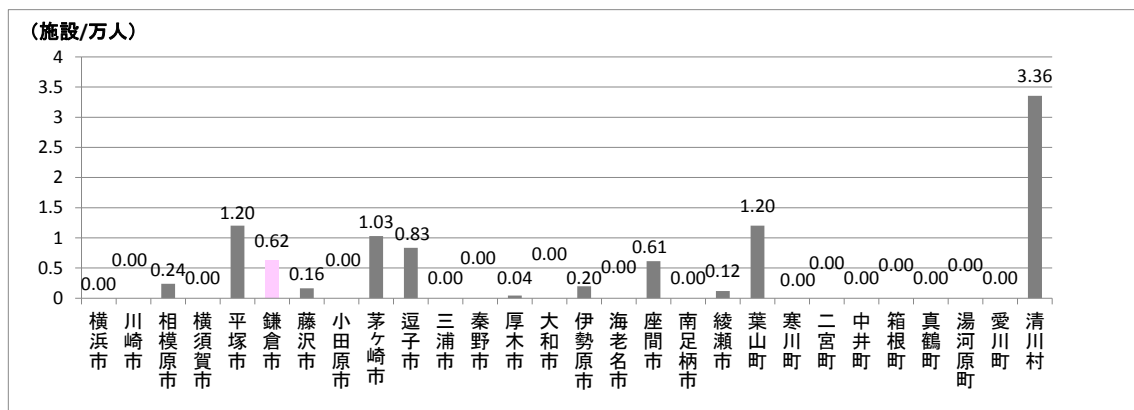
(9) 公立学童保育施設設置数

人口あたり公立学童保育施設設置数をみると、町村部が比較的高い数値を示しているが、市部においては設置0という自治体も多い。学校施設内施設に関しては鎌倉市の設置数は中水準だが、学校施設外施設においては高水準となっている。

図表 45 公立学童保育施設数（学校施設内）



図表 46 公立学童保育施設数（学校施設外）



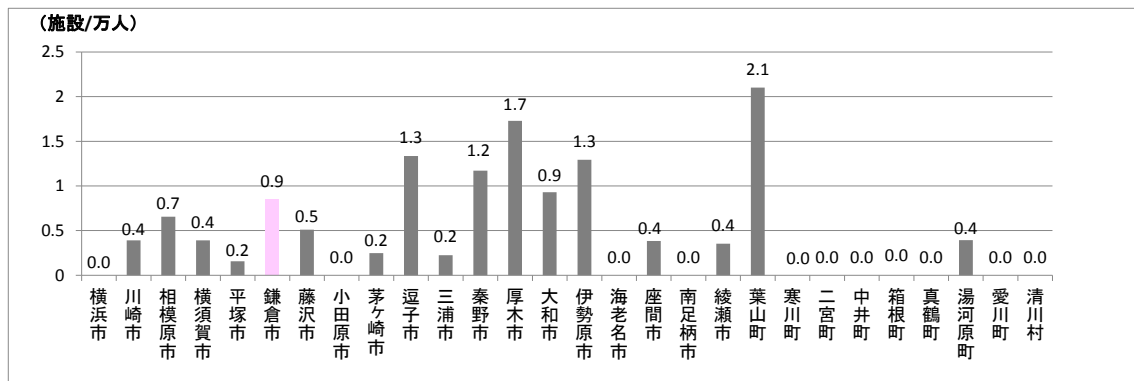
図表 47 公立学童保育施設数一覧

	学校施設内施設数	学校施設外施設数		学校施設内施設数	学校施設外施設数
横浜市	0	0	伊勢原市	10	2
川崎市	113	0	海老名市	0	0
相模原市	51	17	座間市	6	8
横須賀市	0	0	南足柄市	0	0
平塚市	9	31	綾瀬市	3	1
鎌倉市	5	11	葉山町	0	4
藤沢市	8	7	寒川町	6	0
小田原市	24	0	二宮町	3	0
茅ヶ崎市	2	25	中井町	2	0
逗子市	0	5	箱根町	3	0
三浦市	0	0	真鶴町	1	0
秦野市	28	—	湯河原町	3	0
厚木市	22	1	愛川町	6	0
大和市	17	0	清川村	0	1

(10) こども会館数

人口あたりこども会館数をみると、葉山町や厚木市において多いが、全体としては市部の設置数が多くなっている。鎌倉市の設置数も全体で高位の水準となっている。

図表 48 人口10,000人あたりこども会館数



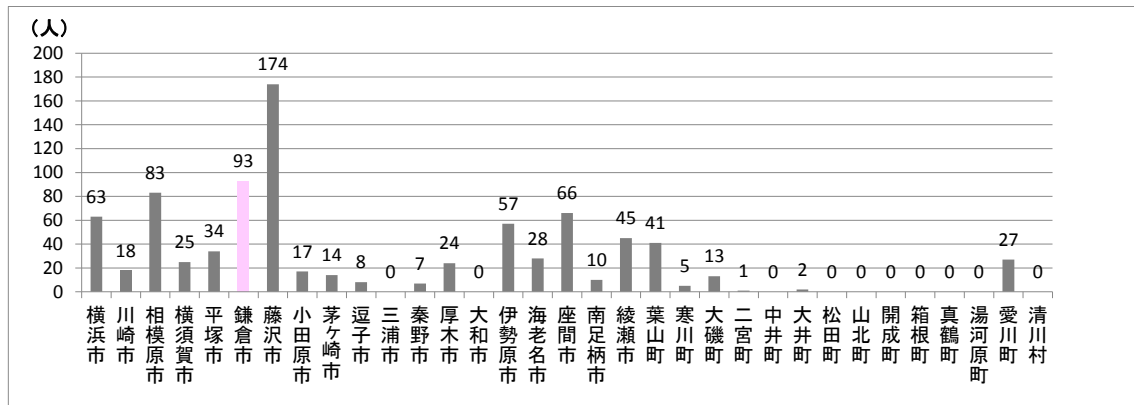
図表 49 こども会館数

	設置数		設置数
横浜市	0	伊勢原市	13
川崎市	58	海老名市	0
相模原市	47	座間市	5
横須賀市	16	南足柄市	0
平塚市	4	綾瀬市	3
鎌倉市	15	葉山町	7
藤沢市	22	寒川町	0
小田原市	0	二宮町	0
茅ヶ崎市	6	中井町	0
逗子市	8	箱根町	—
三浦市	1	真鶴町	0
秦野市	19	湯河原町	1
厚木市	39	愛川町	0
大和市	22	清川村	0

(11) 保育所待機児童数

鎌倉市の保育所待機児童数は、藤沢市について県内2位となっており、高水準である。県全体として、人口の多い政令市等において待機児童数が多い傾向がある。

図表 50 保育所等利用待機児童数

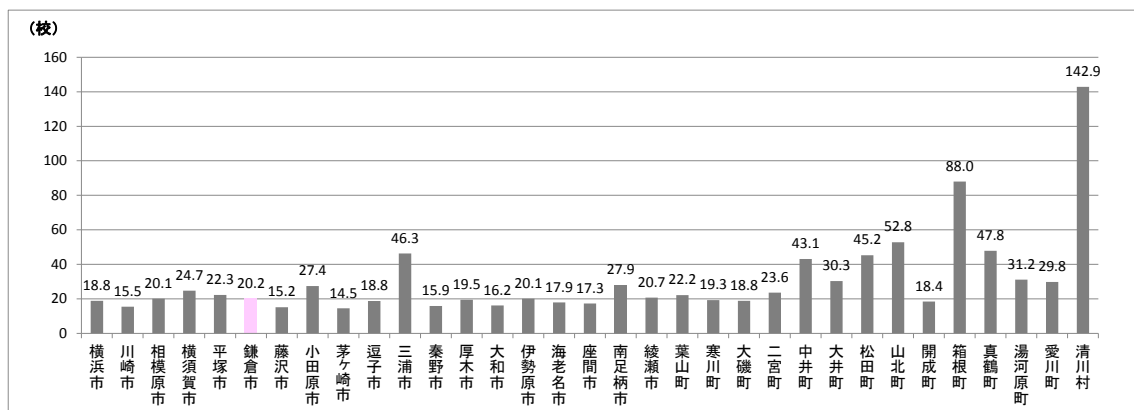


出典) 神奈川県 「保育所等利用申込・入所待機状況等」 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

(12) 公立小中学校数

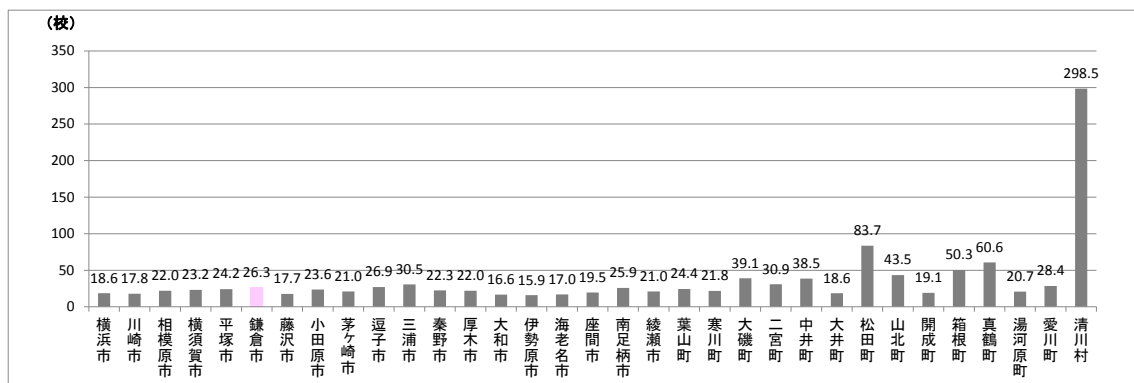
人口あたり小中学校数は、人口の少ない町村部において高い数値が出ている。市部で比較すると、鎌倉市は小学校数は平均的な水準、中学校数はやや高い水準といえる。

図表 51 児童10,000人あたり小学校数



出典) 平成 29 年度神奈川県 学校統計要覧

図表 52 生徒10,000人あたり中学校数



出典) 平成 29 年度神奈川県 学校統計要覧

図表 53 学校数、児童・生徒数、児童・生徒あたり学校数

	小学校			中学校数		
	学校数(校)	児童数(人)	児童10000人あたり 学校数(校)	学校数(校)	生徒数(人)	生徒10000人あたり 学校数(校)
横浜市	339	180127	18.8	146	78586	18.6
川崎市	113	72951	15.5	52	29265	17.8
相模原市	72	35883	20.1	37	16835	22.0
横須賀市	46	18618	24.7	23	9922	23.2
平塚市	29	13013	22.3	16	6609	24.2
鎌倉市	16	7940	20.2	9	3416	26.3
藤沢市	35	23083	15.2	19	10722	17.7
小田原市	25	9131	27.4	11	4656	23.6
茅ヶ崎市	19	13084	14.5	13	6184	21.0
逗子市	5	2662	18.8	3	1114	26.9
三浦市	8	1727	46.3	3	982	30.5
秦野市	13	8187	15.9	9	4029	22.3
厚木市	23	11802	19.5	13	5914	22.0
大和市	19	11729	16.2	9	5432	16.6
伊勢原市	10	4972	20.1	4	2515	15.9
海老名市	13	7247	17.9	6	3528	17.0
座間市	11	6365	17.3	6	3072	19.5
南足柄市	6	2147	27.9	3	1160	25.9
綾瀬市	10	4838	20.7	5	2377	21.0
葉山町	4	1805	22.2	2	821	24.4
寒川町	5	2597	19.3	3	1377	21.8
大磯町	3	1592	18.8	3	767	39.1
二宮町	3	1269	23.6	2	647	30.9
中井町	2	464	43.1	1	260	38.5
大井町	3	989	30.3	1	539	18.6
松田町	2	442	45.2	2	239	83.7
山北町	2	379	52.8	1	230	43.5
開成町	2	1086	18.4	1	524	19.1
箱根町	3	341	88.0	1	199	50.3
真鶴町	1	209	47.8	1	165	60.6
湯河原町	3	963	31.2	1	484	20.7
愛川町	6	2012	29.8	3	1057	28.4
清川村	2	140	142.9	2	67	298.5

出典) 平成 29 年度神奈川県 学校統計要覧

(13) 公立小中学校における冷暖房設備設置率

公立小中学校の冷暖房設備設置率は、多くの自治体において 100%を達成しているが、鎌倉市は小学校の設置率が 25%に留まっている。他に小中学校共に設置率 0 %という自治体も存在しており取組進捗の差が大きい。

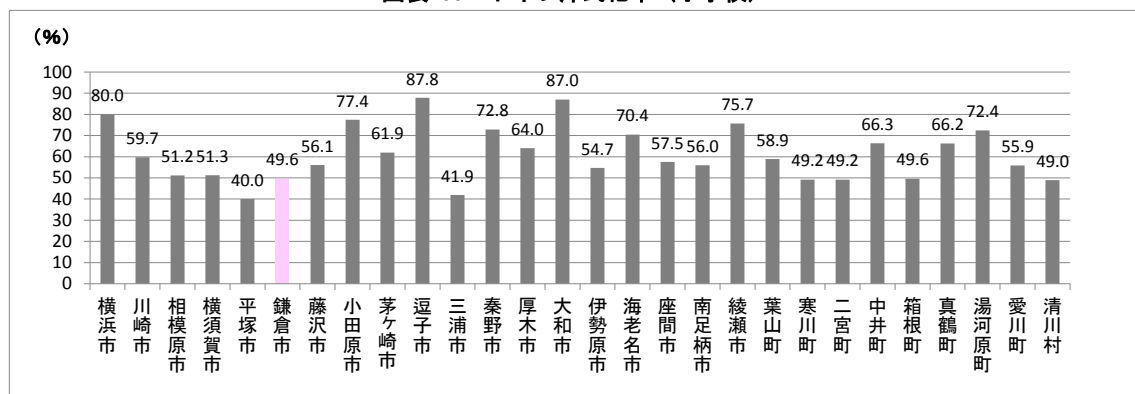
図表 54 冷暖房設備設置校数、学校総数、設置率、児童／生徒数

	小学校				中学校			
	設置校数	学校総数	設置率	児童数(人)	設置校数	学校総数	設置率	生徒数(人)
横浜市	340	340	100.0%	175,555	146	146	100.0%	74,901
川崎市	113	113	100.0%	73,853	52	52	100.0%	28,965
相模原市	27	72	37.5%	35,883	37	37	100.0%	16,835
横須賀市	46	46	100.0%	18,316	23	23	100.0%	9,572
平塚市	28	28	100.0%	13,013	15	15	100.0%	6,609
鎌倉市	4	16	25.0%	7,940	9	9	100.0%	3,416
藤沢市	21	35	60.0%	23,243	19	19	100.0%	10,636
小田原市	0	25	0.0%	9,131	0	11	0.0%	4,656
茅ヶ崎市	1	19	5.3%	13,168	0	13	0.0%	6,192
逗子市	5	5	100.0%	2,662	3	3	100.0%	1,114
三浦市	0	8	0.0%	1,667	0	3	0.0%	962
秦野市	13	13	100.0%	8,112	9	9	100.0%	3,967
厚木市	23	23	100.0%	11,798	13	13	100.0%	5,919
大和市	19	19	100.0%	11,880	9	9	100.0%	5,305
伊勢原市	0	10	0.0%	4,926	0	4	0.0%	2,433
海老名市	13	13	100.0%	7,180	6	6	100.0%	3,508
座間市	11	11	100.0%	6,365	6	6	100.0%	3,072
南足柄市	1	6	16.7%	2,144	3	3	100.0%	1,098
綾瀬市	10	10	100.0%	4,845	5	5	100.0%	2,257
葉山町	4	4	100.0%	1,839	2	2	100.0%	780
寒川町	0	5	0.0%	2,606	3	3	100.0%	1,319
二宮町	0	3	0.0%	1,228	0	2	0.0%	635
中井町	2	2	100.0%	464	1	1	100.0%	260
箱根町	0	3	0.0%	339	0	1	0.0%	125
真鶴町	1	1	100.0%	205	1	1	100.0%	124
湯河原町	3	3	100.0%	971	1	1	100.0%	457
愛川町	6	6	100.0%	2,018	3	3	100.0%	1,055
清川村	1	2	50.0%	142	1	2	50.0%	68

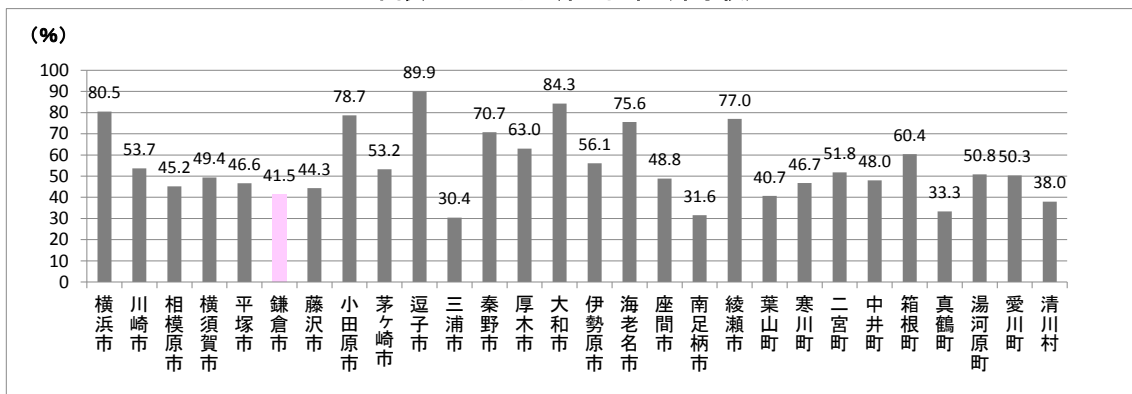
(14) 公立小中学校におけるトイレ洋式化率

公立小中学校におけるトイレ洋式化率（洋式化された大便器／大便器総数）は、逗子市、大和市、横浜市等において高く、鎌倉市は比較的低い水準に留まっている。

図表 55 トイレ洋式化率（小学校）



図表 56 トイレ洋式化率（中学校）



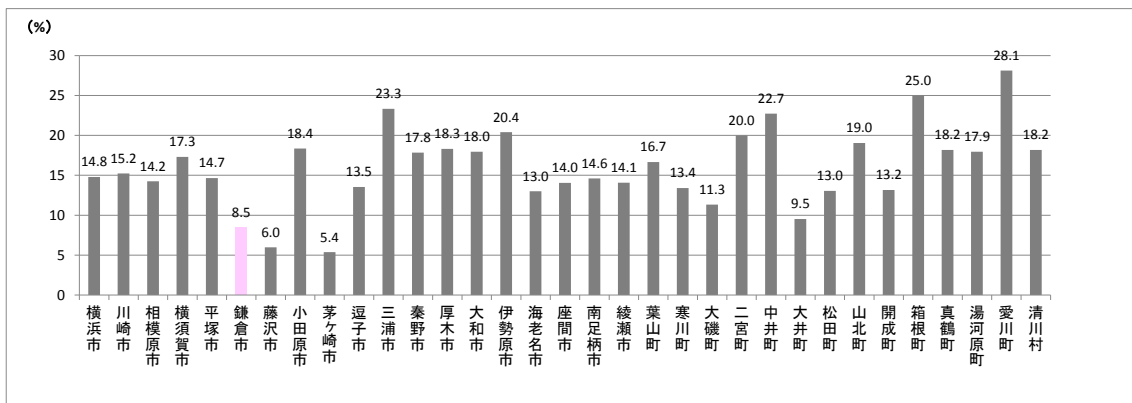
図表 57 小中学校のトイレ洋式化率

	小学校	中学校		小学校	中学校
横浜市	80.00%	80.50%	伊勢原市	54.71%	56.05%
川崎市	59.70%	53.70%	海老名市	70.40%	75.60%
相模原市	51.20%	45.20%	座間市	57.50%	48.80%
横須賀市	51.30%	49.40%	南足柄市	56.00%	31.60%
平塚市	40.00%	46.60%	綾瀬市	75.70%	77.00%
鎌倉市	49.60%	41.50%	葉山町	58.90%	40.70%
藤沢市	56.10%	44.30%	寒川町	49.20%	46.70%
小田原市	77.40%	78.70%	二宮町	49.20%	51.80%
茅ヶ崎市	61.90%	53.20%	中井町	66.30%	48.00%
逗子市	87.80%	89.90%	箱根町	49.60%	60.40%
三浦市	41.90%	30.40%	真鶴町	66.20%	33.30%
秦野市	72.80%	70.70%	湯河原町	72.37%	50.82%
厚木市	64.00%	63.00%	愛川町	55.90%	50.30%
大和市	87.00%	84.30%	清川村	49.00%	38.00%

(15) 特別支援学級の設置率

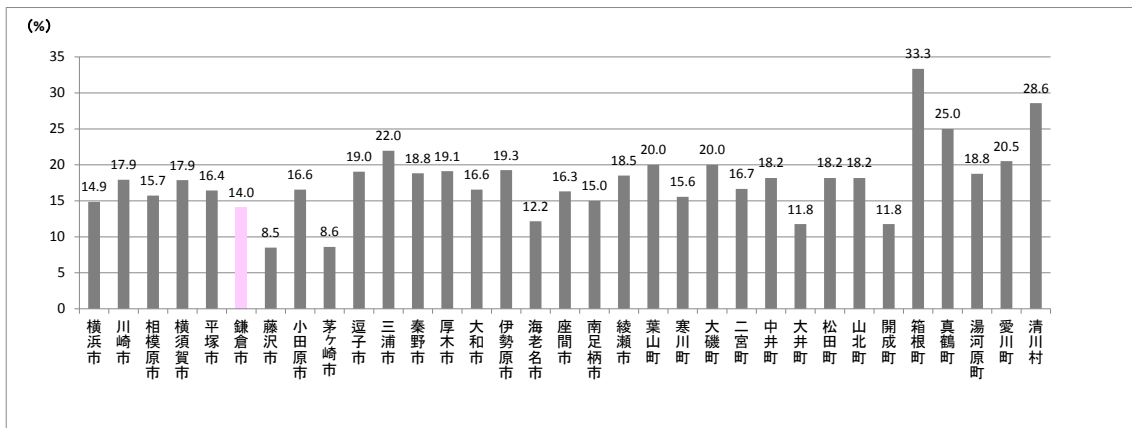
特別支援学級の設置率は、小学校では多くの自治体が 15%前後、中学校では 15～20%であるが、いずれも鎌倉市はやや低い水準に留まっている。

図表 58 特別支援学級の設置率（小学校）



出典) 平成 29 年度神奈川県 学校統計要覧

図表 59 特別支援学級の設置率（中学校）



出典）平成 29 年度神奈川県 学校統計要覧

図表 60 学級数、特別支援学級数、設置率

	小学校			中学校		
	学級数	特別支援学級数	設置率 (%)	学級数	特別支援学級数	設置率 (%)
横浜市	6656	984	14.8	2504	372	14.9
川崎市	2667	406	15.2	976	175	17.9
相模原市	1341	191	14.2	559	88	15.7
横須賀市	757	131	17.3	341	61	17.9
平塚市	498	73	14.7	219	36	16.4
鎌倉市	284	24	8.5	114	16	14.0
藤沢市	753	45	6.0	318	27	8.5
小田原市	376	69	18.4	157	26	16.6
茅ヶ崎市	428	23	5.4	186	16	8.6
逗子市	96	13	13.5	42	8	19.0
三浦市	90	21	23.3	41	9	22.0
秦野市	314	56	17.8	138	26	18.8
厚木市	459	84	18.3	209	40	19.1
大和市	440	79	18.0	175	29	16.6
伊勢原市	201	41	20.4	83	16	19.3
海老名市	269	35	13.0	115	14	12.2
座間市	242	34	14.0	98	16	16.3
南足柄市	89	13	14.6	40	6	15.0
綾瀬市	192	27	14.1	81	15	18.5
葉山町	72	12	16.7	30	6	20.0
寒川町	97	13	13.4	45	7	15.6
大磯町	53	6	11.3	30	6	20.0
二宮町	50	10	20.0	24	4	16.7
中井町	22	5	22.7	11	2	18.2
大井町	42	4	9.5	17	2	11.8
松田町	23	3	13.0	11	2	18.2
山北町	21	4	19.0	11	2	18.2
開成町	38	5	13.2	17	2	11.8
箱根町	24	6	25.0	9	3	33.3
真鶴町	11	2	18.2	8	2	25.0
湯河原町	39	7	17.9	16	3	18.8
愛川町	96	27	28.1	39	8	20.5
清川村	11	2	18.2	7	2	28.6

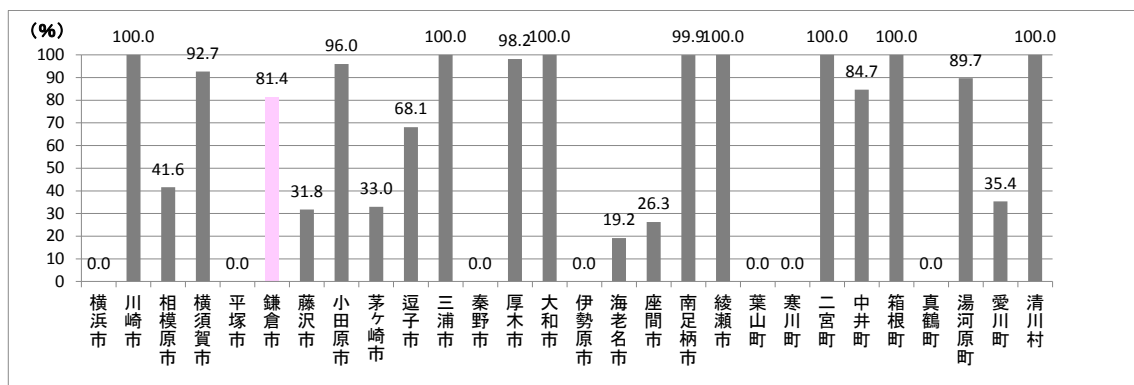
出典）平成 29 年度神奈川県 学校統計要覧

(16) 公立中学校における喫食率、給食 1 食あたり金額及び本人負担額

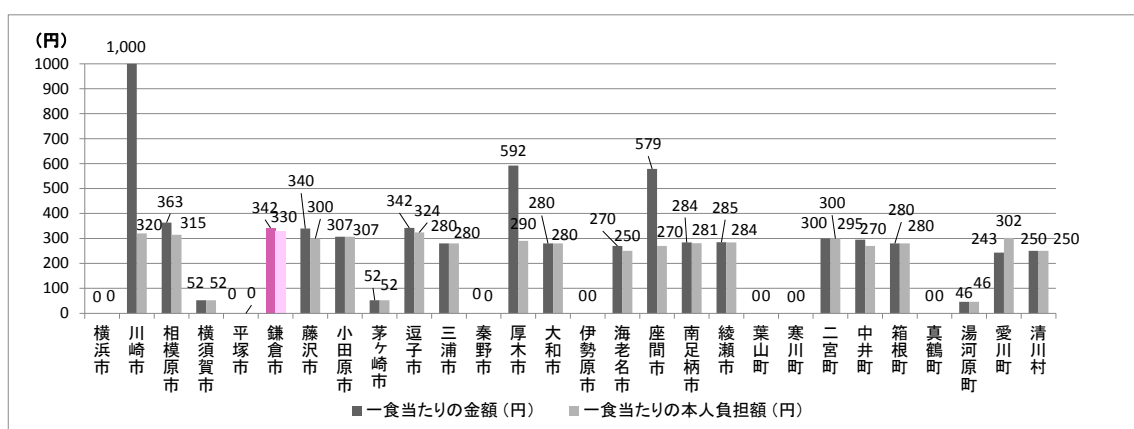
公立中学校における喫食率は、100%近く達成している自治体と、低いパーセンテージに留まる自治体とに傾向として二分された。鎌倉市は 81.4%と、比較的高い水準にある。

また給食 1 食あたり金額と本人負担額に関して、鎌倉市も含め多くの自治体がいずれも 300 円前後の金額となっている。

図表 61 喫食率



図表 62 一食あたり金額及び本人負担額



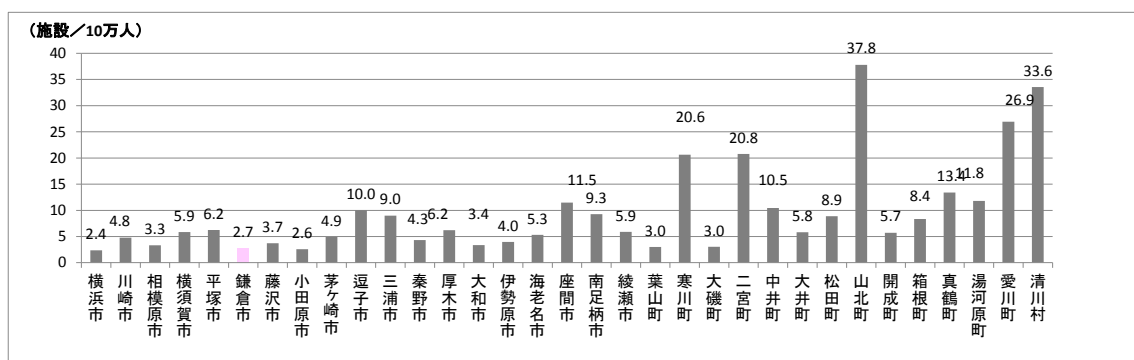
図表 63

	喫食率	一食当たりの金額（円）	一食当たりの本人負担額（円）
横浜市	—	—	—
川崎市	全員喫食が原則 （アレルギー等で弁当対応あり）	約1000	320
相模原市	41.6%	363	315
横須賀市	92.7%	52	52
平塚市	—	—	—
鎌倉市	81.4%	342	330
藤沢市	31.8%	北部340円／南部400円	300
小田原市	主食96%／おかず96.7%	307	307
茅ヶ崎市	33.0%	52	52
逗子市	68.1%	342	324
三浦市	100.0%	280	280
秦野市	—	—	—
厚木市	98.2%	592	290
大和市	100.0%	280	280
伊勢原市	未実施	—	—
海老名市	19.2%	270	250
座間市	26.3%	2枝：578.88円／4枝：573.48円	270
南足柄市	99.9%	284	281
綾瀬市	100.0%	285	284
葉山町	—	—	—
寒川町	—	—	—
二宮町	100.0%	300	300
中井町	84.7%	295	270
箱根町	100.0%	280	280
真鶴町	—	—	—
湯河原町	89.7%	46	46
愛川町	35.4%	243	301.9
清川村	100.0%	250	250

（17）スポーツ施設数

人口 10 万人あたりの市町村立スポーツ施設数は、町村部で高い数値を示している。鎌倉市の施設数は、市部の中でもやや低水準である。

図表 64 人口10万人あたり市町村立スポーツ施設数（総数）



出典）平成 30 年度 神奈川県 市町村要覧

図表 65 種類別市町村立スポーツ施設数

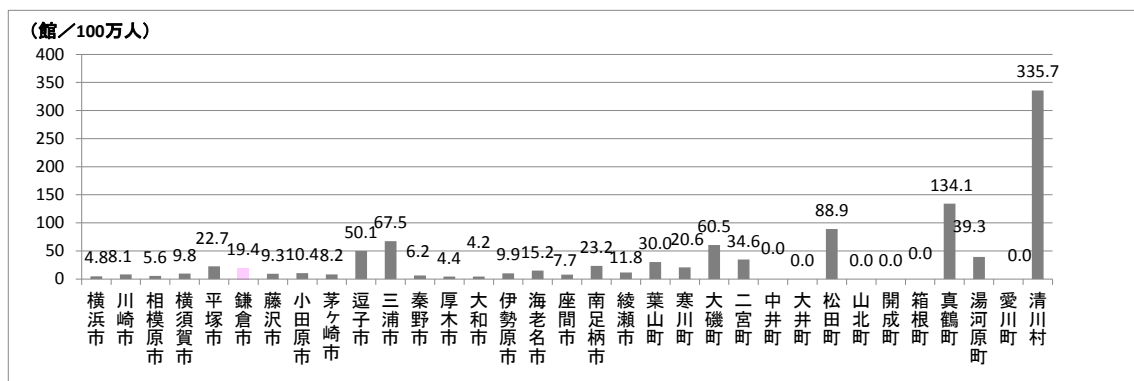
	総数	体育館	陸上競技場	野球場	プール
横浜市	89	21	4	22	42
川崎市	71	8	3	46	14
相模原市	24	5	2	7	10
横須賀市	24	4	1	5	14
平塚市	11	2	1	1	7
鎌倉市	7	4	0	1	2
藤沢市	16	2	0	5	9
小田原市	5	1	1	1	2
茅ヶ崎市	12	2	1	2	7
逗子市	6	1	0	3	2
三浦市	4	1	1	1	1
秦野市	7	1	1	1	4
厚木市	14	6	1	2	5
大和市	8	1	1	4	2
伊勢原市	4	1	0	2	1
海老名市	7	2	1	1	3
座間市	15	1	0	2	12
南足柄市	4	1	0	2	1
綾瀬市	5	1	1	3	0
葉山町	1	0	0	1	0
寒川町	10	1	1	5	3
大磯町	1	0	0	0	1
二宮町	6	2	1	0	3
中井町	1	0	0	1	0
大井町	1	1	0	0	0
松田町	1	1	0	0	0
山北町	4	1	0	0	3
開成町	1	0	0	0	1
箱根町	1	1	0	0	0
真鶴町	1	1	0	0	0
湯河原町	3	2	0	0	1
愛川町	11	4	1	2	4
清川村	1	0	0	1	0

出典) 平成 30 年度 神奈川県 市町村要覧

(18) 図書館数

人口 100 万人あたりの市町村立図書館数は、清川村や真鶴町において高い数値を示している。鎌倉市は 19.4 館であるが、市部のなかでは高い水準となっている。

図表 66 人口100万人あたり市町村立図書館数

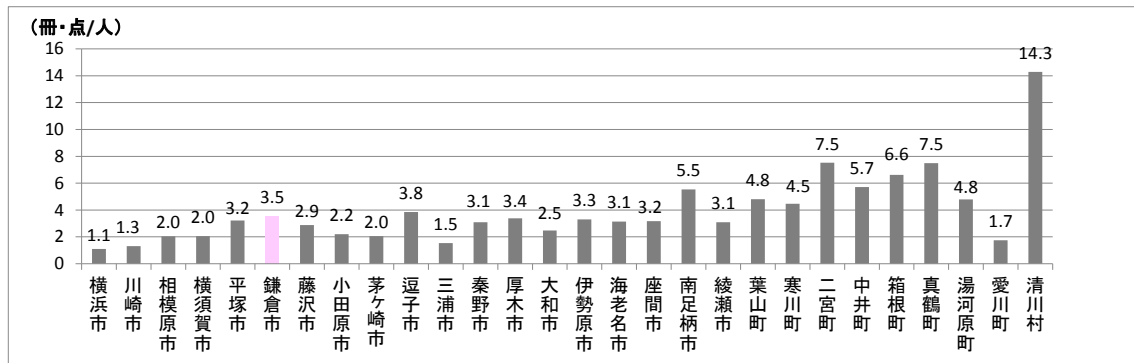


出典) 平成 30 年度 神奈川県 市町村要覧

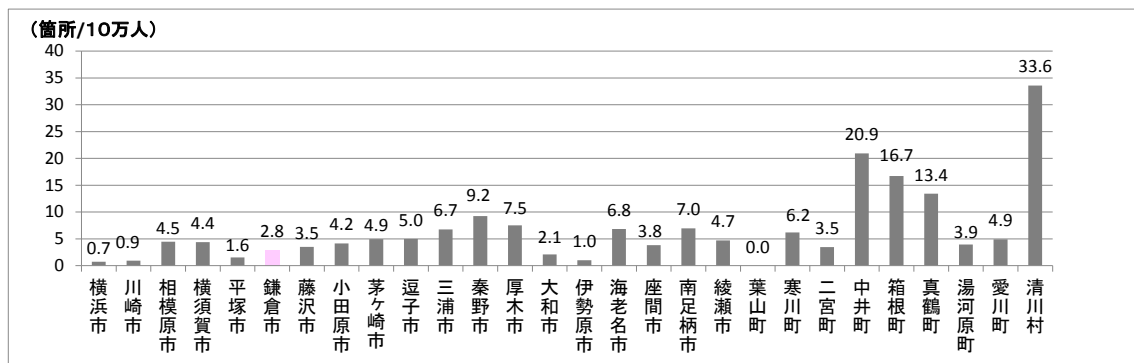
(19) 公立図書館の蔵書数及び窓口数

公立図書館の一人あたり蔵書数は、町村で多くなっているが、鎌倉市は市部の中では比較的高い水準にある。一方で、図書館外も含めた人口あたり窓口数に関しては、鎌倉市はそれほど多くない。なお窓口数には、図書館以外の場所で貸出・返却が可能な窓口数を含む。

図表 67 一人あたり蔵書数



図表 68 人口10万人あたり窓口数



図表 69 蔵書数及び窓口数

	蔵書数 (冊・点)	窓口数 (箇所)		蔵書数 (冊・点)	窓口数 (箇所)
横浜市	4,112,864	28	伊勢原市	332,206	1
川崎市	1,934,938	14	海老名市	413,554	9
相模原市	1,458,403	32	座間市	414,306	5
横須賀市	836,173	18	南足柄市	238,415	3
平塚市	828,774	4	綾瀬市	262,363	4
鎌倉市	624,098	5	葉山町	160,164	0
藤沢市	1,242,453	15	寒川町	216,147	3
小田原市	422,855	8	二宮町	217,183	1
茅ヶ崎市	496,708	12	中井町	54,527	2
逗子市	230,480	3	箱根町	79,244	2
三浦市	68,079	3	真鶴町	55,800	1
秦野市	500,551	15	湯河原町	121,915	1
厚木市	763,329	17	愛川町	71,100	2
大和市	586,553	5	清川村	42,546	1

第5章 安全で快適な生活が送れるまち

① 概要

- 鎌倉市も含め、多くの自治体で耐震診断等住宅改修に係る補助制度を有し金銭的な助成を行っている
- 鎌倉市は市町村道の未舗装率はやや高いものの、公共下水道管きよの延長や空き家率は中位の水準である
- 防犯カメラの設置に関して、鎌倉市含め他の自治体においても、自治会や町内会が設置する防犯カメラ数も多い

② 項目別

(1) 住宅改修に係る補助制度の補助上限額

鎌倉市も含め、住宅改修に関して、回答のあった自治体はいずれも補助制度を設けていた。耐震診断に係る助成は5万円前後～多くて10万円程度、木造耐震改修工事に係る助成は50万円～100万円程度、危険ブロック塀対策については30万円程度の助成をする場合が多い。

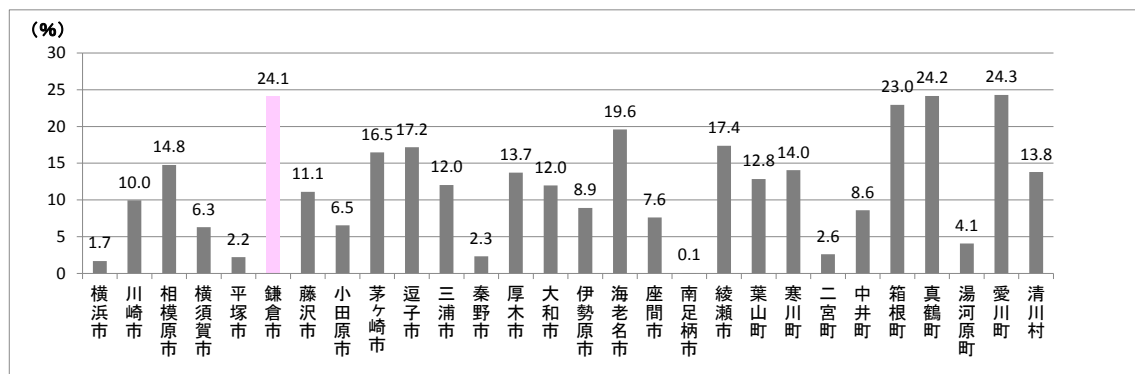
図表 70 住宅改修に係る補助制度・補助上限額

	耐震診断 (円)	木造耐震改修工事 (円)	危険ブロック塀対策 (円)
横浜市	木造住宅耐震診断士派遣 (無料)	105万円 (非課税世帯145万円)	100万円
川崎市	無料 (診断士派遣制度)	精密診断・補強計画: 15万円 補強工事・工事監理: 2/3以内かつ85万円 (非課税世帯135万円)	30万円
相模原市	12万円	80万円 (高齢者世帯等に対して25万円の加算あり)	一般地区: 10万円 重点地区・通学路: 15万円
横須賀市	98,000円	100万円	40万円
平塚市	全額補助	90万円 (低所得者は120万円)	15万円
鎌倉市	50,000円	70万円 (低所得者は80万円)	76,870円
藤沢市	60,000円	90万円	津波避難路に面する部分: 45万円 その他の場所: 30万円
小田原市	60,000円 (65歳以上の高齢者かつ非課税世帯は90,000円)	設計・工事監理: 15万円 改修: 85万円	50万円
茅ヶ崎市	73,000円 (高齢者世帯99,000円)	50万円 (高齢者世帯等は70万円)	30万円
逗子市	40,000円	50万円	なし
三浦市	簡易診断: 20,000円 一般診断: 25,000円	改修図書作成: 50,000円 改修工事: 300,000円 改修工事に係る監理: 25,000円	なし
秦野市	85,000円	工事費 (現場監理費除く): 75万円 現場監理費: 3万円	基礎を残す場合: 5,000円/㎡ 基礎を取り壊す場合: 14,500円/㎡ 門柱: 13,800円/基
厚木市	75,000円	改修工事: 100万円 工事監理費: 6万円 設計費: 9万円	30万円
大和市	64,800円	50万円	撤去費: 30万円
伊勢原市	10万円	500,000円 (浴道は1,000,000円)	なし
海老名市	50,000円	90万円	20万円
座間市	50,000円	50万円 (低所得者20万円加算、市内施工業者施工20万円加算)	なし
南足柄市	30,000円	40万円	なし
綾瀬市	40,000円	設計: 80,000円 改修: 100万円 監理: 60,000円	撤去: 200,000 設置: 300,000
葉山町	45,000円	50万円	なし
寒川町	50,000円	50万円	なし
二宮町	75,000円	50万円	なし
中井町	40,000円	50万円 (町内業者で施工の場合は70万円)	30万円
箱根町	40,000円	50万円	30年度制度創設済
真鶴町	20,000円	なし	なし
湯河原町	50,000円	45万円	なし
愛川町	40,000円	50万円	撤去: 10万円 撤去+設置: 20万円
清川村	なし	5~100万円未満: 10万円 100万円~: 20万円	なし

(2) 未舗装の市町村延長に占める割合

鎌倉市の未舗装 (コンクリート舗装、アスファルト舗装以外のもの) 道路の市町村道延長に占める割合は、他自治体と比較して高い水準にある。

図表 71 未舗装率



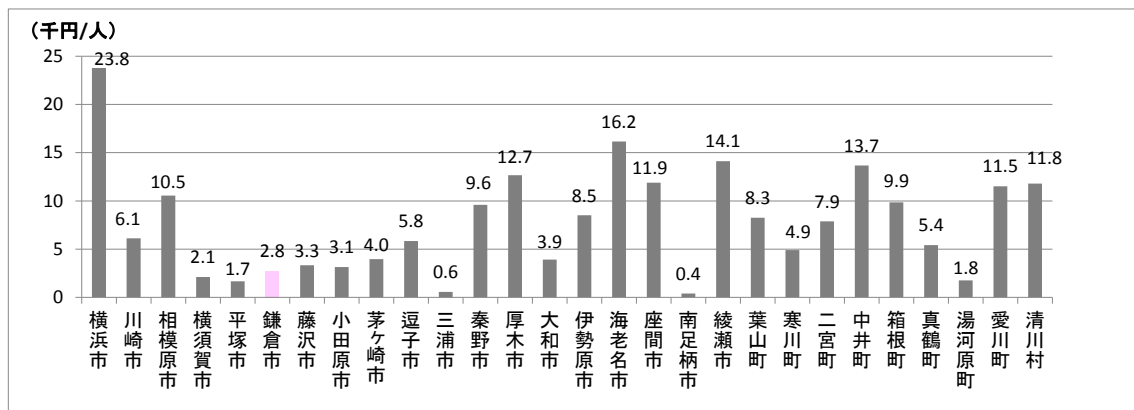
図表 72 未舗装道路延長、総延長、未舗装率

	未舗装 (m)	総延長 (m)	未舗装率		未舗装 (m)	総延長 (m)	未舗装率
横浜市	128,517	7,624,654	1.7%	伊勢原市	38,059	427,749	8.9%
川崎市	237,108	2,382,560	10.0%	海老名市	89,146	454,727	19.6%
相模原市	314,524	2,131,803	14.8%	座間市	27,510	361,921	7.6%
横須賀市	89,158	1,418,411	6.3%	南足柄市	85	159,717	0.1%
平塚市	17,636	797,483	2.2%	綾瀬市	62	356	17.4%
鎌倉市	149,469	620,444	24.1%	葉山町	25,724	200,220	12.8%
藤沢市	146,558	1,320,393	11.1%	寒川町	27,095	192,955	14.0%
小田原市	40,604	620,947	6.5%	二宮町	3,095	118,627	2.6%
茅ヶ崎市	112,766	684,235	16.5%	中井町	10,089	117,456	8.6%
逗子市	36,960	215,067	17.2%	箱根町	45,348	197,545	23.0%
三浦市	59,976	498,231	12.0%	真鶴町	20,368	84,299	24.2%
秦野市	14,931	643,867	2.3%	湯河原町	5,721	140,351	4.1%
厚木市	187,951	1,369,029	13.7%	愛川町	86,001	353,806	24.3%
大和市	65,766	549,480	12.0%	清川村	4,273	30,989	13.8%

(3) 1年あたりの市町村道改良・整備、修繕維持に要する費用

1年あたりの市町村道改良・整備、修繕維持に要する費用を人口あたりでみると、横浜市や海老名市において金額が大きい。鎌倉市は全体の中でも低い水準となっている。

図表 73 一人あたり市町村道改良・整備、修繕維持費用



図表 74 市町村道改良・整備、修繕維持費用

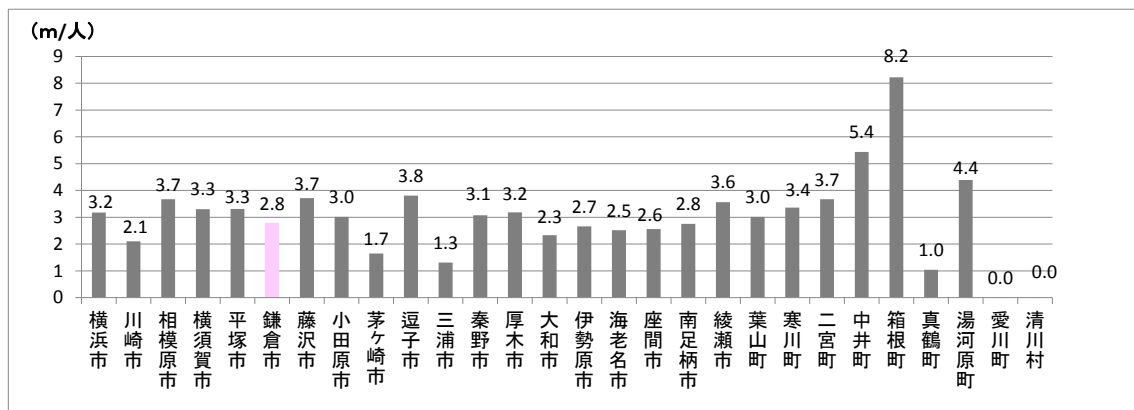
	市町村道改良・整備、維持修繕費 (千円/年)		市町村道改良・整備、維持修繕費 (千円/年)
横浜市	88,905,881	伊勢原市	855,171
川崎市	9,119,680	海老名市	2,131,166
相模原市	7,574,260	座間市	1,553,702
横須賀市	861,610	南足柄市	17,814
平塚市	433,466	綾瀬市	1,201,041
鎌倉市	485,781	葉山町	274,942
藤沢市	1,432,960	寒川町	237,700
小田原市	605,184	二宮町	227,734
茅ヶ崎市	964,417	中井町	130,828
逗子市	350,371	箱根町	117,973
三浦市	25,762	真鶴町	40,443
秦野市	1,558,018	湯河原町	44,705
厚木市	2,859,043	愛川町	470,841
大和市	926,019	清川村	35,159

(4) 公共下水道管きょの延長及び1年あたり公共下水道改築工事費用

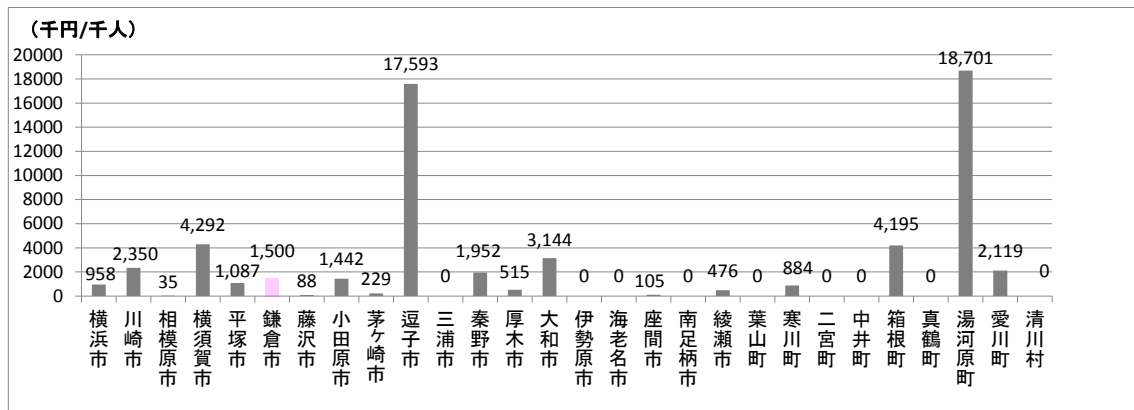
公共下水道管きょの延長を人口あたりでみると、鎌倉市は全体の中位の水準である。

また1年あたり公共下水道（汚水）改築工事費用を人口あたりでみると、逗子市や湯河原町が突出している一方で0という自治体もあり、鎌倉市は中位の水準であるといえる。

図表 75 一人あたり公共下水道管きょ延長



図表 76 1,000人あたり公共下水道改築工事費用



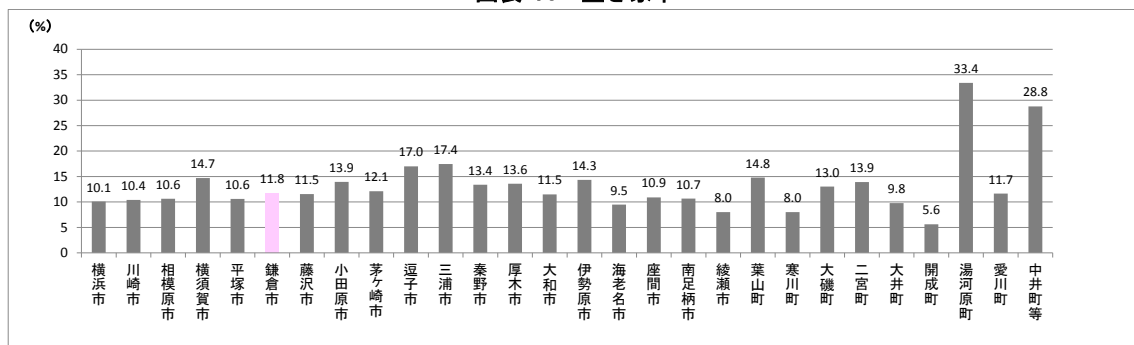
図表 77 管きょ延長、改築工事費用

	管きょの延長 (m)	改築工事費用 (千円/年)	管きょの延長 (m)	改築工事費用 (千円/年)
横浜市	11,861,170	3,579,427	伊勢原市	267,710
川崎市	3,131,000	3,496,233	海老名市	331,549
相模原市	2,636,200	25,164	座間市	334,470
横須賀市	1,349,218	1,754,300	南足柄市	118,791
平塚市	853,010	280,029	綾瀬市	303,147
鎌倉市	489,200	264,388	葉山町	100,487
藤沢市	1,599,663	37,927	寒川町	162,689
小田原市	580,373	277,787	二宮町	106,090
茅ヶ崎市	401,011	55,704	中井町	52,000
逗子市	228,000	1,054,097	箱根町	98,430
三浦市	58,297	0	真鶴町	7,783
秦野市	499,006	316,728	湯河原町	111,770
厚木市	718,598	116,212	愛川町	215
大和市	551,926	744,052	清川村	19

(5) 空き家率

空き家率は、湯河原町や中井町等（※図表下注記参照）において突出しているが、市部はおおむね 10～15%程度となっており、鎌倉市も同様の水準である。

図表 78 空き家率



※中井町・松田町・山北町・箱根町・真鶴町・清川村はデータが無かったため、県合計から差し引いて「中井町等」として集計

出典) 平成 25 年住宅・土地統計調査

図表 79 住宅総数、空き家数、空き家率

	住宅総数	空き家数	空き家率(%)
横浜市	1,764,870	178,050	10.1
川崎市	753,660	78,460	10.4
相模原市	337,640	35,920	10.6
横須賀市	196,300	28,830	14.7
平塚市	114,980	12,170	10.6
鎌倉市	81,950	9,630	11.8
藤沢市	198,200	22,890	11.5
小田原市	91,630	12,770	13.9
茅ヶ崎市	105,970	12,820	12.1
逗子市	28,490	4,840	17.0
三浦市	22,190	3,870	17.4
秦野市	77,980	10,430	13.4
厚木市	106,350	14,460	13.6
大和市	113,470	13,040	11.5
伊勢原市	45,780	6,560	14.3
海老名市	57,820	5,480	9.5
座間市	60,420	6,590	10.9
南足柄市	17,330	1,850	10.7
綾瀬市	34,520	2,770	8.0
葉山町	15,010	2,220	14.8
寒川町	19,210	1,540	8.0
大磯町	14,110	1,840	13.0
二宮町	13,010	1,810	13.9
大井町	7,250	710	9.8
開成町	6,410	360	5.6
湯河原町	16,800	5,610	33.4
愛川町	17,830	2,080	11.7
中井町等	31,620	9,100	28.8
県計	4,350,800	486,700	11.2

※中井町・松田町・山北町・箱根町・真鶴町・清村町はデータが無かったため、県合計から差し引いて「中井町等」として集計

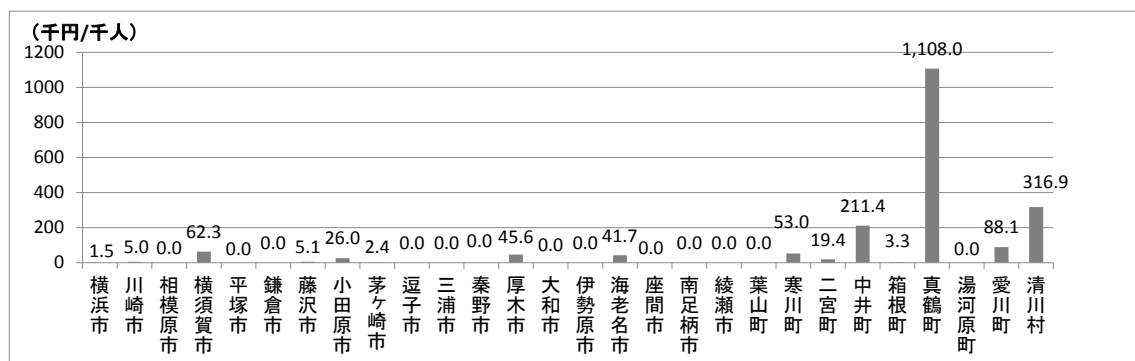
出典) 平成 25 年住宅・土地統計調査

（６）空き家対策施策と平成 30 年度事業予算

図表 80 は、空き家対策施策の予算額合計を人口あたり金額で比較したものである。主に町村部において予算が多く割かれている一方、鎌倉市も含め過半数の自治体が予算措置していない。

また図表 81 には、空き家対策施策を実施する自治体の、具体的な事業名を示している。空き家活用に対する助成金や、改修・解体に対する助成、空き家バンク事業等が多くみられる。

図表 80 人口1,000人あたり空き家対策事業予算



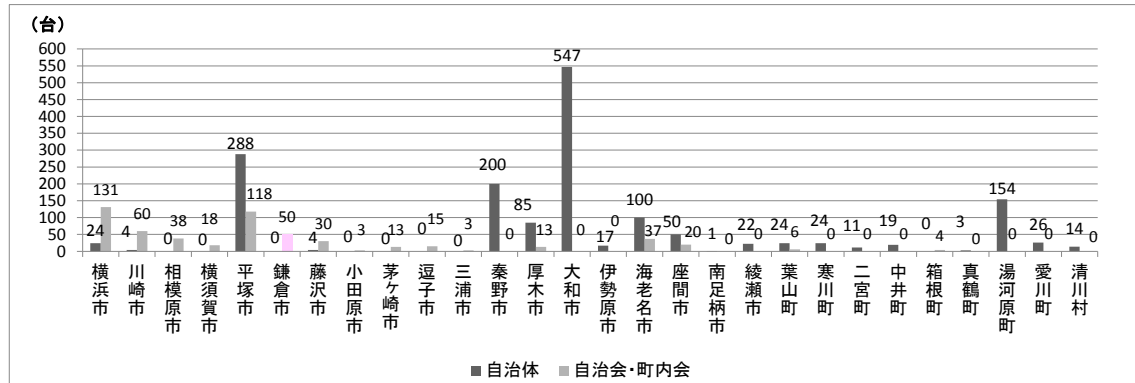
図表 81

	内容	予算額 総額(千円)
横浜市	・ 空家対策モデル検証事業	5,500
川崎市	・ 空き家所有者アンケート調査 ・ 空き家活用モデル事業	7,500
横須賀市	・ 空き家解体費用補助金 ・ 旧耐震基準の空き家解体費用補助金 ・ 子育てファミリー等応援住宅バンク助成 ・ 社宅転用リフォーム助成 ・ 2世帯住宅リフォーム助成 ・ 空き家所有者・管理者のための相談会 ・ その他（空き家バンク、条例に基づく軽微な措置）	25,469
平塚市	・ 空家バンク事業（31年3月本運用）	0
藤沢市	・ 空き家利活用事業補助金 ・ 空き家利活用マッチング制度 ・ 空き家移動相談会 ・ 空き家利活用セミナー	2,210
小田原市	・ まちづくり協議会がある地区を対象に、所有者ヒアリングによる空き家・ 空き店舗の実態調査及び設備等に関する物件調査表の作成 ・ 空き家バンク ・ 空家等対策協議会（法定協議会）開催（報酬＋旅費） ・ 空き家無料相談会（相談員謝礼） ・ 空家等対策支援システム（保守委託） ・ 啓発パンフレット作成（官民共働） ・ 所有者への状況改善依頼	5,017
茅ヶ崎市	・ 協議会関係経費 ・ 空き家等対策支援システム保守委託業務	588
三浦市	・ 空き家バンク	0
厚木市	・ 老朽空き家解体工事補助金 ・ 要耐震改修空き家取得事業補助金 ・ 合同相談会及び事例検討会	10,283
海老名市	・ 空き家活用促進に係る協力謝金 ・ 空き家活用促進リフォーム助成金	5,500
寒川町	・ 空き家実態調査委託事業	2,566
二宮町	・ 空き家バンク ・ 空き家セミナー及び相談会 ・ 空き家リフォーム補助	560
中井町	・ 空き家バンク制度 ・ 子育て・若年夫婦世帯空き家改修事業補助金	2,021
箱根町	・ 空き家バンク ・ 空き家リフォーム補助制度	40
真鶴町	・ 空き家実態調査及び計画策定事業	8,262
愛川町	・ 空き家改修費補助金 ・ 空き家取得費補助金 ・ 空き家解体費補助金	3,600
清川村	・ 空き家を借上げ、村営住宅として転貸	944

(7) 屋外の防犯カメラ設置数（自治体設置及び自治会・町内会設置）

多くの自治体が屋外防犯カメラを設置しているが、大和市や平塚市が突出しているほかは、設置数は鎌倉市も含め数十台のところが多い。また市部においては、自治会・町内会設置の防犯カメラ台数も多い。

図表 82 防犯カメラ台数



図表 83 設置者別防犯カメラ台数

	自治体設置(台)	自治会・町内会設置(台)		自治体設置(台)	自治会・町内会設置(台)
横浜市	24	131	伊勢原市	17	0
川崎市	4	60	海老名市	100	37
相模原市	0	38	座間市	50	20
横須賀市	0	18	南足柄市	1	0
平塚市	288	118	綾瀬市	22	不明
鎌倉市	0	50	葉山町	24	6
藤沢市	4	30	寒川町	24	0
小田原市	0	3	二宮町	11	不明
茅ヶ崎市	0	13	中井町	19	0
逗子市	0	15	箱根町	0	4
三浦市	0	3	真鶴町	3	0
秦野市	200	0	湯河原町	154	-
厚木市	85	13	愛川町	26	0
大和市	547	0	清川村	14	0

(8) 自治会・町内会等による防犯カメラ設置への補助制度及び上限額

自治会・町内会による防犯カメラ設置への補助制度を持つ自治体においては、鎌倉市も含め1台あたり30万円（＋税）を上限として助成を行う自治体が多い。

図表 84 補助制度及び上限額

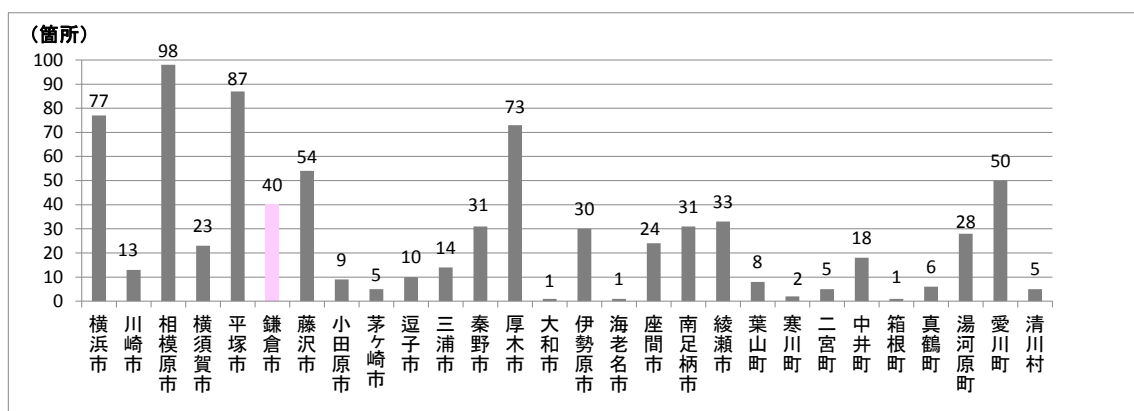
	制度の有無	年額補助上限（円）
横浜市	○	1台あたり324,000円
川崎市	○	1台あたり324,000円
相模原市	○	1台あたり324,000円
横須賀市	○	1台あたり324,000円（H30年4月1日～） （1町内会・自治会あたり5台が上限） ※H29年度末までは上限450,000円
鎌倉市	○	1台あたり270,000円
平塚市	○	1台あたり324,000円 （県補助分180,000円、市補助分144,000円）
藤沢市	○	375,000円
小田原市	○	1台あたり270,000円
茅ヶ崎市	○	1台あたり270,000円（県補助金180,000円 市補助金90,000円）
逗子市	○	1台あたり20万円（県18万円・市2万円）
三浦市	○	1台あたり180,000円
秦野市		
厚木市	○	1台あたり324,000円 （但し、神奈川県との協調補助）
南足柄市	○	50,000円
葉山町	○	270,000円
湯河原町	○	50,000円

(9) 自治体が設置した公衆トイレ数及び1日あたり清掃回数

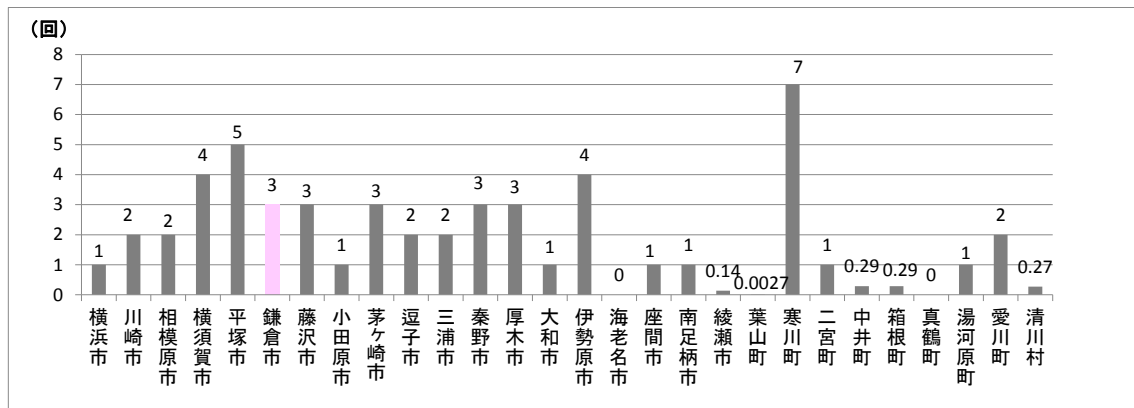
自治体が設置した公衆トイレ数としては、鎌倉市は7番目のやや高い水準となっている。

また、公衆トイレの1日あたり清掃回数（場所によって異なる場合、最大の数）をみると、多いところでは7回という数字もあるが、鎌倉市も含め3回前後の団体が多い。

図表 85 公衆トイレ箇所数



図表 86 公衆トイレ日あたり清掃回数



図表 87 公衆トイレ箇所数、清掃回数一覧

	箇所数	一日当たりの清掃回数(最大)	1日あたり清掃回数(備考)
横浜市	77	1	原則日曜日を除く1回
川崎市	13	2	2
相模原市	98	2	2 ※旧市内の駅前公衆トイレ：2回／日 ※緑地、公園：2回／週
横須賀市	23	4	1～4
平塚市	87	5	1～5
鎌倉市	40	3	2～3
藤沢市	54	3	1～3
小田原市	9	1	1（内3箇所は基本的に3回／週）
茅ヶ崎市	5	3	3
逗子市	10	2	0～2
三浦市	14	2	1～2
秦野市	31	3	1～3
厚木市	73	3	1～3
大和市	1	1	1
伊勢原市	30	4	1～4
海老名市	1	-	借用者により実施（不明）
座間市	24	1	1
南足柄市	31	1	0～1
綾瀬市	33	0.14	1回／週
葉山町	8	0.0027	夏季に1回
寒川町	2	7	3, 7
二宮町	5	1	1
中井町	18	0.29	1～2回／週
箱根町	1	0.29	0.29
真鶴町	6	0	0
湯河原町	28	1	1
愛川町	50	2	1～2回／日、3回／週、2回／月
清川村	5	0.27	8回／月

第6章 活力ある暮らしやすいまち

① 概要

- 企業の新規立地に対しては、鎌倉市も含め固定資産税・都市計画税の減免措置を設ける自治体が多い
- 鎌倉市は、設置する観光案内版の多言語対応が進んでいる

② 項目別

(1) 企業の新規立地に対する市町村税軽減制度

企業の新規立地に対する市町村税軽減制度を有する自治体について、軽減の内容としては、鎌倉市も含め、固定資産税と都市計画税の減免措置を講じており、軽減期間5年間というケースが多くなっている。

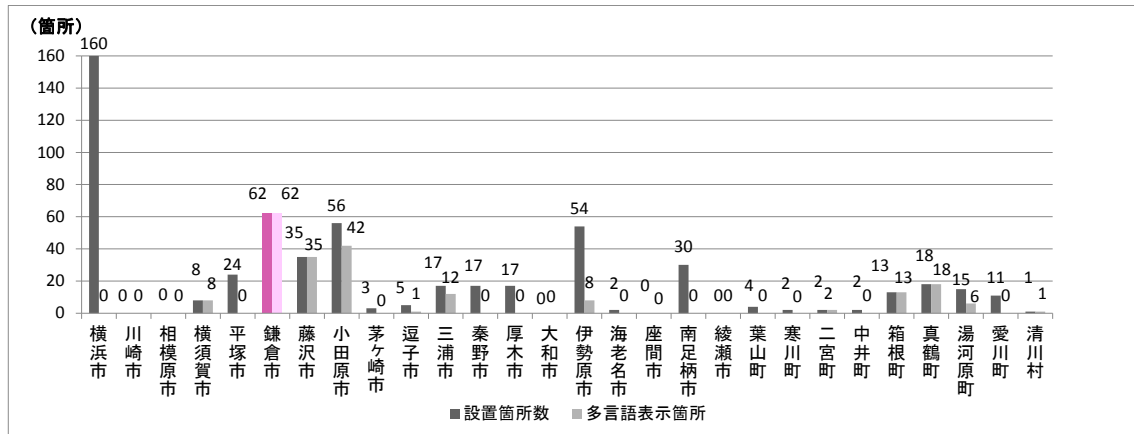
図表 88 企業の新規立地に対する市町村税軽減制度

	制度の有無	税の種類と対象	軽減期間	軽減の内容
横浜市	○	新たに賃借して本社等を設置した企業に係る法人市民税法人税割額	4～6年	法人市民税法人税割額から控除額算定基準額を軽減
相模原市	○	立地に伴い取得した土地、家屋（新たに建設したものに限る）に係る固定資産税・都市計画税	5年	1/2課税
横須賀市	○	【税の種類】固定資産税・都市計画税・事業所税 【対象事業者】市内の指定産業地域及び工業系地域に新たに用地または建物を取得し、事業所の新設、移設または増設をして創業を開始する企業等 【対象業種】製造業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機関、電気業 【投資額】投資資本額5億円以上（中小企業等にあては1億円以上）	5年	免除
平塚市	○	企業の新規立地等に伴い新しく取得した部分の固定資産税等相当額に対する助成（企業立地促進補助金）	-	-
鎌倉市	○	立地に伴い取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税	5年	大企業：1/3課税 中小企業：1/4課税
藤沢市	○	立地に伴い取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税	5年／7年	工業系地域：5年間、1/2課税（新産業の森北部地区は、5～7年間課税免除） ※ロボット関連事業の場合は上乗せ軽減あり ホテル：5～7年間、免除もしくは1/2課税
小田原市	○	立地に伴い取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の税相当額の2分の1の額を3年間助成（投資促進奨励金）	-	-
茅ヶ崎市	○	立地に伴い取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税	5～7年	大企業：1/3課税 中小企業：1/4課税
三浦市	○	指定地域内（三崎漁港（二町谷地区）水産物流通加工業務団地）への立地に伴い取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税	5年	免除
秦野市	○	立地に伴い取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税	4年	免除
厚木市	○	立地に伴い取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税	5年	特定誘致地区へ戦略産業が立地した場合：課税免除 特定誘致地区へ戦略産業以外の製造業等が立地した場合：1～2年目は課税免除、3～5年目は不均一課税（1/5に軽減） 一般誘致地区へ立地した場合：不均一課税（1/5に軽減）
伊勢原市	○	指定地域内に立地した企業が指定の業種を営んでいる場合の固定資産税・都市計画税	～5年	固定資産税：100分の0.28に減免 都市計画税：100分の0.04に減免
海老名市	○	立地に伴い取得した土地・家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税、本社機能を立地した場合には法人市民税	3年	1/2課税
座間市	○	企業の新規立地間わず、企業投資額3億円以上（中小企業は3,000万円以上）の投資があった際に取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税	5年	固定資産税：100分の0.7に減免 都市計画税：100分の0.1に減免
南足柄市	○	所有する指定産業集積地域内の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税	5年	固定資産税：100分の0.7に減免 都市計画税：100分の0.1に減免
綾瀬市	○	立地に係る固定資産税	3年	市外から市内立地する企業、又は市内企業で既存事業所の活用：1/2課税 市内企業が、事業拡大のために立地する場合：免除
寒川町	○	立地に伴い取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税	7年／5年／3年	1/2課税
愛川町	○	立地に伴い取得した土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税	5年	戦略産業（ロボット関連、医療関連の製造業）：免除 上記以外の製造業、情報通信業、自然科学研究所：1/2課税

(2) 自治体の設置する観光案内版数、及び多言語表示への対応

自治体設置の観光案内版数は横浜市が突出しているほか、鎌倉市や小田原市、伊勢原市、藤沢市で多い。その中でも、鎌倉市や藤沢市においては、すべての観光案内版において多言語表示に対応している。

図表 89 自治体設置観光案内版数



図表 90 設置箇所数、多言語表示箇所数

	設置箇所数	多言語表示箇所		設置箇所数	多言語表示箇所
横浜市	160	0	伊勢原市	54	8
川崎市	0	0	海老名市	2	0
相模原市	不明	不明	座間市	0	0
横須賀市	8	8	南足柄市	30	0
平塚市	24	0	綾瀬市	0	0
鎌倉市	62	62	葉山町	4	0
藤沢市	35	35	寒川町	2	0
小田原市	56	42	二宮町	2	2
茅ヶ崎市	3	0	中井町	2	0
逗子市	5	1	箱根町	13	13
三浦市	17	12	真鶴町	18	18
秦野市	17	0	湯河原町	15	6
厚木市	17	0	愛川町	11	0
大和市	0	0	清川村	1	1